東小学校放課後児童クラブ施設整備工事

構造・意匠設計監理
有限会社 谷口設計事務所
TANIGUCHI ARCHITECTURAL OFFICE

東小学校放課後児童クラブ施設整備工事　　仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　　庄原市上原町　376番地1

2．敷地面積

3．工事種目　　改修

4．別途工事

5．不当要求又は工事妨害の排除について

ア．暴力団から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は，その旨を直ちに発注者に報告し，所轄の警察署に届け出ること。
イ．発注者及び所轄の警察署と協力して，不当介入の排除対策を講じること。
ウ．排除対策を講じたにも係らず，工期に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工程に関する協議を行うこと。
エ．発注者と工程に関する協議を行った結果，工期に遅れが生じると認められた場合は，約款第21条の規定により，発注者に工期延長の請求を行うこと。
オ．暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに報告し，被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
カ．当該被害により，工期に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工期に関する協議を行うこと。
　その結果，工期に遅れが生じると認められた場合は，約款第21条の規定により，発注者に工期延長の請求を行うこと。

6．公衆災害防止措置

(1)工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危害，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
(2)上記について，「建設工事公衆災害防止要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること。

7．現状復旧

工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

8．主要資材

(1)この工事の施工に対して，資材を購入し，又はやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，極力，庄原市内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。
(2)主要資材を購入しようとするときは，あらかじめ購入先の名称，所在地，及び資材名等を発注者に通知するものとする。
(3)当該工事に使用する砂については，原則として海砂（県外産を含む）を使用しないこと。ただし，特にこの取り扱いにより難い場合は，監督職員と協議すること。

Ⅱ　建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修，「公共建築改修工事標準仕様書」（平成１９年版）による。

2．特記仕様

(1)項目は番号に○印のついたものを適用する。
(2)特記事項は○印のついたものを適用する。
　○印のつかない場合は，＊印のついたものを適用する。
　○印と＊印のついた場合は，○印のついたものを適用する。
　○印と◎印のついた場合は，共に適用する。
(3)項目欄に記載の（　　）内番号は公共建築改修工事標準仕様書，《　　》内番号は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目を示す。
(4)材料及び製造所等の記載順序は不同である。
(5)工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て請負者の負担において遅滞無く行なうこと。
(6)標準仕様書又は改修標準仕様書で「特記がなければ」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(7)設計図の記載漏れ誤記，食い違い等は全て，監督職員の指示に従い施工する。又現場の収まり等による軽微な変更と共に請負金額の変更は行なわない。

3．本工事の場合には，竣工後，下記に示す調査を行うため，担当課より連絡があれば対応すること。

(1)完成施設事後調査（第一次調査）ー引渡し後，概ね６ヶ月頃
(2)完成施設事後調査（第二次調査）ー引渡し後，概ね１年目頃
(3)かし担保調査ー建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内

章		項目	特記事項
①一般共通事項	①	適用基準等	◎公共建築工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新年度版） ◎建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新年度版） ◎建設工事公衆災害防止対策要綱　◎建設副産物適正処理実施要領 ◎建築工事安全施工技術指針　・再生資源利用促進実施要領
	②	設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書 (3)特記仕様書　(4)図面　(5)公共建築改修工事標準仕様書
	③	工事カルテ （１．１．４）	請負者は発注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。
	④	発生材の処理等 （１．３．８）	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 　処理方法（　　） ・現場再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの（・建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材） ◎上記以外１．３．８(b)(3)及び監督員との協議による。 (1)建設工事（解体撤去工事も含む）から発生する建設副産物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「産業廃棄物処理法」という。）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）を遵守すると共に，建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日環境省通知）、建設副産物適正処理実施要領（広島県土木部制定）及び再生資源利用促進実施要領（広島県土木部制定）に基づき適正に処理すること。 (2)建設リサイクル法に基づく対象建設工事受注者は，請け負った建設工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとする時は，当該他の建設業を営むものに対して，建設リサイクル法第12条第2項に基づき，同法第10条第1号から第5号までに掲げる事項について告知すること。 (3)本工事（請負金額100万円以上）は、建設副産物情報交換システム（(財)日本建設情報総合センター）の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力（施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時）を行った再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）を提出すること。 　提出書類 　①工事着手前に、次の書類を添付した再生資源利用計画書及び再生利用促進計画書を監督員に提出すること。 　（Ⅰ建設廃棄物） 　　ア　廃棄物処理業者（収集，運搬，中間処理・最終処分）の許可の写し 　　イ　運搬ルート及び処分場の位置，事業の範囲，処理能力，処理方法を明示したもの。 　　ウ　処分場の現地確認写真 　　エ　建設工事の元請け業者と処理業者（収集，運搬，中間処理・最終処分）との２者の業務委託契約書の写し 　（Ⅱ建設発生土） 　　処分先の現地確認写真 　②「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い，建設副産物が適正に処理されたことを確認（必要に応じて現地による確認、立入検査を行うこと）し，工事完成時に次の書類を添付した再生利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出すること。 　（Ⅰ建設廃棄物）

章		項目	特記事項
①一般共通事項			ア　マニフェスト（産業廃棄物管理票）A,B2,D,E　票の写し 　（マニフェストは廃棄物処理法に準拠したものを使用のこと） イ　収集，運搬状況，中間処理，最終処分場（直接最終処分の場合のみ）への搬入状況の写真 　・再資源化状況等）の写真 （Ⅱ建設発生土） 　処分先の搬入状況写真 (4)本工事で発生した建設資材廃棄物は，広島県（環境局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設資材廃棄物が，砕石等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。 (5)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うもののなかから，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (6)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	5	アスベスト成形板の処理等	1．処理を行うアスベスト成形板の仕様 ・石綿スレート　　・石綿セメント珪酸カルシウム板　　・その他（　　） 2．施工調査 アスベスト成形板の撤去にあたり、あらかじめ事前の調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し、監督員に提出する。 （1）アスベスト成形板の使用部位の確認 　記載上のその使用範囲のみならず広く確認を行う。 （2）アスベスト成形板の種別，厚さ等の確認 （3）アスベスト成形板使用数量の確認 （4）施工範囲等の確認 3．施工中の掲示 石綿障害予防規則に基づいた作業を行う旨の掲示を作業現場の見やすい場所でおこなうこと。
	6	建設発生土	＊場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し　・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 （1）搬出場所：
	⑦	実施工程表 （１．２．１）	工事期間は建築設備も含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける。
	⑧	建築材料等 （１．４．１～６）	建築材料の製造所，製品及び施工業者などは，特記されたもの又は同等以上とする。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するように努めるものとする。
	9	室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	(1)図示した室について，下記の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針以下であることを確認し，監督員に報告する。 （測定対象物質）　・ホルムアルデヒド　・トルエン　・キシレン　・エチルベンゼン　・スチレン　・その他（　　） （測定方法）　・パッシブ型採取器による簡易法 　・厚生労働省が定める標準的測定法（　　） (2)木材の防腐・防蟻処理材は，クロルピリホス、ダイアノジン及びフェルノカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理は工場で行い、充分乾燥させた後現場に搬入する。 (3)保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする。 (4)塗料、壁紙、仕上塗料、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、モルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする。 (5)屋内に面して用いる材料は、上記(2)～(4)に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、(1)の規定を満たすこと。
	8	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は，監督職員の承諾を受けて，当該製品の指定工法による。
	9	電気保安技術者 （１．３．３）	＊適用する
	⑩	施工条件 （１．３．５）	(1)施工可能時間帯　＊指定なし　◎指定あり（監督職員と協議の上決定） (2)部位別の施工順序　◎指定なし　・指定あり（監督職員と協議の上決定） (3)工事用車両の駐車場　＊指定なし　◎指定あり（監督職員と協議の上決定） (4)資機材置場　＊指定なし　◎指定あり（監督職員と協議の上決定）
	⑪	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に，工事安全計画書を監督職員に提出する。
	⑫	施工数量調査 （１．５．２）	(1)調査範囲　＊外壁（庇共）　・図示 (2)調査方法　＊テストハンマーによる打診 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ，浮き，欠損部，内部まで貫通したひび割れ等の位置及び数量（幅，長さ，面積）の調査を行い，結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する。
	⑬	破壊部分の補修 （１．５．３）	補修方法　＊図示
	⑭	技能士 （１．６．２）	・適用する　・適用しない 工事別 / 適用職種 / 作業種別 外壁改修工事 / ・左官 / ・左官作業 　/ ・塗装 / ・建築塗装作業 内装改修工事 / ・左官 / ・左官作業 　/ ・塗装 / ・建築塗装作業 塗装改修工事 / ・塗装 / ・建築塗装作業 防水改修工事 / ・防水施工 / ・各防水工事作業
	15	中間技術検査 （１．７．２）	※行う。（回数及び時期については監督員の指示による）　・行わない
	⑯	完成時の提出図書 （１．８．２）	※作成する。（　２　部）　・作成しない 完成図は原則として原図にて修正を行い，施工図，保全に関する資料で必要なものの提出については，監督職員の指示による。 下記のものを監督職員に提出する。工事中写真の撮影は「営繕工事写真作成要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査または確認することができなくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙（カラー・サービス版）にまとめて完成検査日までに1部提出するものとする。 (3)完成写真 （撮影箇所）　建物外観各方向，主要箇所，主要室内，その他監督職員が指示する箇所 （規格・提出部数）　＊A4版クリアファイル2部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部 （カラー・キャビネ版以上　表紙，背表紙に監督職員の指示により工事名称等を印字すること） （完成写真の撮影業者）　＊監督職員の承諾する撮影業者
	⑰	工事写真等	

章		項目	特記事項
①一般共通事項			(4)その他の写真 　隣接建物等に損傷の恐れがある場合は，施工前，施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする。 (5)保管 　工事写真のネガは工事完成後，請負者において2年間保管するものとする。
	⑱	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。
	⑲	設備工事との取合い	（施工範囲） ＊図示した壁，天井の仕上材，下地材の切り込み及び下地補強 ＊駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ＊自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強
	⑳	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条２項に基づき，当該工事における工事について、同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する。 ◎労働安全衛生法第15条に基づく総括安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること。
	㉑	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月１回１部提出すること。
	㉒	撤去部分	コンクリート，モルタル等の撤去部分の項目は原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
	㉓	保証書	次の工事について保証書を提出すること。 工事区分 / 材料名 / 保証年数 / 備考 防水改修工事 / ・アスファルト防水 / 年 / 　/ ・改質アスファルトシート防水 / 年 / 　/ ・合成高分子ルーフィング防水 / 年 / 　/ ・塗膜防水 / 年 / 外壁改修工事 / / /
	㉔	建築基準法に基づき定まる風圧力	外壁ＡＬＣパネル工事、外壁押出成形セメント板工事、合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法）、外壁石取付け（乾式工法）工事、屋根葺き（長尺金属板、折板、粘土瓦）工事、アルミニウム製笠木工事、ガラスブロック積み工事、屋上緑化改修工事において、施工計画書により工法を定める歳の、建築基準法に基づき定まる風圧力算定のための風速（Vo）及び区分等は次のとおりとする。 　風速　VO＝　　m／ｓ　　地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 　積雪区分　建設省告示第1455号　別表（　　）
	㉕	その他	施工に先立ち、躯体改修工事範囲を確定するとともに、施工計画書を作成すること。
②仮設工事	①	足場その他 （２．２．１） （表２．２．１） （表２．２．２）	(1)内部足場の種別 　＊脚立，足場板等　・（　　） (2)外部足場の種別　・枠組本足場を設ける場合（手摺先行工法又は準ずる工法　・在来工法） ＊Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 　手摺先行については「手摺先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日基発第0424001号）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手摺、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て，解体又は変更の作業は，「手摺先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(1)、(2)又は(3)の方式により行うこと。又、上記足場の設置や点検等については，労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 (3)外部足場の保護シート等による養生 　＊行う（＊防音シート　＊メッシュシート）　・行わない (4)材料，撤去材などの運搬の種別 ・Ａ種　＊Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
	②	既設部分の養生 （２．３．１）	(1)養生方法 　＊ビニールシート等による　・（　　） (2)固定された家具（備品，机，ロッカー等）の移動 　＊行う（図示）　・（　　） (3)既存部分における既存家具等の養生 　＊ビニールシート等による　・（　　） (4)既存ブラインド，カーテン等の養生 　養生方法　＊取り外し再取付　・（　　） 　保管場所　＊構内既存施設内　・（　　）
	③	仮設間仕切り （２．３．２） （２．４．２） （表２．４．３）	＊Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ種、Ｂ種の表面材　＊石膏ボード　・合板 合板又は石こうボードの塗装　＊行わない　・行う Ａ種のグラスウール等の充填材　＊行わない　・行う（JISA6301グラスウール吸音材2号32K厚50mm）
	④	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による.
	5	監督職員事務所	・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する（規模　　㎡）　備品等は監督員の指示を受けて設置すること。 ＊設けない
	⑥	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（＊有償　・無償）　＊利用できない
	⑦	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（＊有償　・無償）　＊利用できない
	⑧	工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する表示板（400mm×600mm）を設ける。
	9	出入口養生	＊行う（ベニヤ等）　・行わない
	10	朝顔養生	＊行う　・行わない
	11	セキュリティー設備	既設設備の取り外し，取り付けを行う。
③防水改修工事	1	防水改修工法の種類 （３．１．４） （３．２．６） （３．３．２～５） （３．４．２～４） （３．５．２～４） （３．６．２～３）	改修工法 / 新設防水層の種別（表3.3.3～10）（表3.1.1）/ 施工箇所 / 備考（対象ひび） M4S工法 / 塩化ビニル樹脂系シート防水（機械固定工法）＜Ｓ－Ｍ２＞ / 屋根（平面）、庇（平面）＊ＥＸＰＪ張り：別図参照 / ＊告示1365 　/ 塩化ビニル樹脂系シート防水（接着工法）＜Ｓ－Ｆ２＞ / 屋根（立上り）、庇（立上り）、ドレン周辺 / 機械式固定工法の場合の一般部のルーフィングシート（絶縁シートについては、ﾊｰﾄｰ仕様のもの）の張付け建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
	2	断熱材の材質及び厚さ （ＡＩ、ＢＩ、ＤＩ工法） （３．３．２）	(1)材質　＊発泡プラスチック保温材　ＪＩＳＡ９５１１規格品 （押出法ポリスチレンフォーム３種ｂのスキン層付き，特定フロン未使用） ・（　　） (2)厚さ　＊２５㎜　・（　）㎜

章		項目	特記事項
3防水改修工事	3	脱気装置（ＰＯＸ，Ｌ４Ｘ，ＰＯＳ，Ｓ３Ｓ，Ｍ３Ｄ及びＰＯＤ工法） （３．３．３） （３．４．３） （３．５．３）	＊設置する（SUS製：50㎡／箇所　・設置しない
	4	既存塗膜防水層表面の仕上げ塗料の除去 （Ｌ４Ｘ工法） （３．２．６）	除去方法　＊３．２．６．（ｂ）（６）（ｉｉ）による 　・（　　）
	5	保護層等 （押さえコンクリート） （３．３．５）	伸縮目地　＊成形伸縮目地（製造所　　） 　・既製目地（製造所　　）
	6	シーリング （３．７．１） （３．７．２） 《表３．７．１》	施工箇所は下記以外《表３．７．１》による。 施工箇所 / 材料種別 金物実端 / ＭＳ－１
		（３．７．８）	接着性試験　＊簡易接着性試験　・引張接着性試験　＊行なわない
	7	シーリング改修工法の種類 （３．７．４～３．７．８）	・シーリング充てん工法 ・シーリング再充てん工法 ・拡幅シーリング再充てん工法（拡幅幅　㎜，拡幅深さ　㎜） ・ブリッジ工法 ・シーリングの試験 　：簡易接着性試験　・引張接着性試験　・行わない
	8	とい （３．８．２） （表３．８．１）	部材の種類　　硬質塩化ビニル管　カラー
	9	ルーフドレイン （３．２．５）	改修用二重ドレン　・既存使用 エコドレン
	10	アルミニウム製笠木 （３．９．２） （表３．９．１） （５．２．４） （表５．２．２）	(1)部材の種類 ・押出２５０型　・押出３５０型　・押出　　型 (2)板材折曲げ型 　本体幅　㎜　板厚　＊2．０㎜　・　㎜ (3)表面処理　＊Ａ－１又はＢ－１　・（　　） (4)製造所　＊監督員の承諾する製造所　・（　　） (5)笠木の固定金具の工法　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を計画書として提出する。
4-1外壁改修工事（改修材料）	1	改修材料 （４．２．２） （４．１．４）	（　　）
	2	エポキシ樹脂	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　）
	3	シーリング用材料 （３．７．２） （表３．７．１）	＊ポリウレタン系（　　）　・変成シリコーン系（　　）
	4	可とう性エポキシ樹脂	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　）
	5	ポリマーセメントモルタル	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　）
	6	パテ状エポキシ樹脂	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　） ・アンカーピン固定用エポキシ樹脂の製造所の指定する製品
	7	エポキシ樹脂モルタル	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　）
	8	アンカーピン固定用エポキシ樹脂	＊硬質形で高粘度形（ＪＩＳ　Ａ　６０２４）
	9	ポリマーセメントスラリー	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　）
	10	アンカーピン （４．２．２）	・ステンレスＳＵＳ３０４呼び径４㎜の丸棒　全ネジ切り加工 ・ステンレスＳＵＳ３０４呼び径外径６㎜の注入口付アンカーピン ・（　　）
	11	エポキシ樹脂	＊監督員の承諾する製品　・製造所（　　）
	12	タイル張付け用モルタル及び目地材 （４．２．２）	既製調合材料　・使用しない　・使用する（製造所　・　　）
	13	はく離剤	製造所（　　）
	14	陶磁器質タイル （６．１６．３）	(1)形状・寸法等 施工箇所 / 形状・寸法（㎜） / きじ / うわぐすり / その他 (2)製造所　＊監督員の承諾する製造所　・（　　） (3)役物の使用（　　） (4)タイルの見本焼き　＊行わない　・行う（　　）
	15	保水剤	製造所（・　　）
4-2外壁改修工事（ひび割れ部改修）	1	樹脂注入工法 （４．１．４） （４．２．２） （４．３．４） （４．４．２） （４．４．５） （４．５．２） （４．５．５）	(1)注入材の種類　＊建築補修用エポキシ樹脂（JISA6024）　・（　　） (2)工法 ・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 　（注入口の間隔　＊200～300㎜　・　～　㎜） ・機械式エポキシ樹脂注入工法 (3)樹脂注入量（手動式エポキシ樹脂注入工法及び機械式エポキシ樹脂注入工法の場合） ひび割れ幅（㎜） / 注入量（ml／m） ０．３未満 / ０．３以上０．５未満 / ７０ ０．５以上１．０未満 / １３０ １．０以上 / １７０ (4)検査　＊行う　・行わない

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
℡（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	改修特記仕様書-1		平成 27 年度	A
				図面番号 1

4-2 外壁改修工事（ひび割れ部改修）

	項目	特記事項
2	Uカットシール材充填工法 （４．１．４） （４．３．５） （４．４．２） （４．５．２） （４．２．２） （３．６．２） （表３．６．１）	充てん材の種類 ＊可とう性エポキシ樹脂 ・シーリング用材料（＊ポリウレタン系　・　　） シーリング材料のうえにポリマーセメントモルタル充てん（＊行う　・行わない）
3	シール工法 （４．１．４） （４．２．２） （４．３．６） （４．４．６） （４．２．２）	シール材の種類 ＊パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

4-3 外壁改修工事（リート打放し仕上げ外壁）

	項目	特記事項
1	ひび割れ部改修	＊樹脂注入工法　・Uカットシール材充てん工法　・シール工法（４－２章による）
2	欠損部改修 （４．１．４） （４．３．７） （４．２．２）	充てん工法 充てん材の種類（・ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル）

4-4 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁）

	項目	特記事項
1	ひび割れ部改修	＊モルタル撤去してコンクリート面のひび割れ改修（撤去後の補修は２項の欠損部改修による） （＊樹脂注入工法　・Uカットシール材充てん工法）（４－２章による） ・モルタルを撤去しないでひび割れ改修 （＊樹脂注入工法　・シール工法）（４－２章による）
2	欠損部改修 （４．１．４） （４．２．２） （４．３．７） （４．４．７） （４．４．８） （４．４．９）	・充てん工法（欠損部の面積が１ヶ所当りＯ．２５㎡以下の場合） 充てん材の種類（＊ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル） ・モルタル塗り替え工法 モルタルの塗り厚が薄い場合又は面積が大きい場合の補強（＊行わない　・行う） 補強方法（＊4.4.8C(3)　・　　）
3	浮き部改修 （４．１．４） （４．４．１０） （４．４．１１） （４．４．１２） （４．４．１３） （４．４．１４） （４．４．１５）	・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（4.4.10(a)）による　・本/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.3）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.3）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.3）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.3）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） ポリマーセメントスラリー注入量（＊50ml/箇所　・　ml/箇所） ・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（4.4.12(a)）による　・本/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.4）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.4）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.4）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.4）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） ポリマーセメントスラリー注入量（＊50ml/箇所　・　ml/箇所） ＊モルタル塗替え工法

4-5 外壁改修工事（タイル張仕上げ外壁）

	項目	特記事項
1	ひび割れ部改修	＊タイル張り撤去してコンクリート面のひび割れ改修（撤去後の補修は２～３項による） （＊樹脂注入工法　・Uカットシール材充てん工法）（４－２章による） ・タイル張りを撤去しないでひび割れ改修 （＊樹脂注入工法　・　　）（４－２章による）
2	タイル部分張替え工法 （４．１．４） （４．２．２） （４．５．６）	接着材料の種類　＊ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂
3	タイル張替え工法 （４．１．４） （４．２．２） （４．５．７）	下地モルタルの塗り厚が厚い場合又は張替え面積が大きい場合の処置 ＊行う（4.4.8C(3)による）　・行わない
4	浮き部改修 （４．１．４） （４．５．９） （４．５．１０） （４．５．１１） （４．５．１２） （４．５．１３） （４．５．１４）	・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.9(a)）による　・本/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.3）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.3）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.3）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.3）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） ポリマーセメントスラリー注入量（＊50ml/箇所　・　ml/箇所） ・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（4.4.9(a)）による　・本/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所） ・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数（＊（表4.4.3）による　・　本/㎡） 注入口の本数（＊（表4.4.3）による　・　個/㎡） 施工箇所（　　） エポキシ樹脂注入量（＊25ml/箇所　・　ml/箇所）

4-6 外壁改修工事（塗り仕上げ外壁等）

	項目	特記事項
1	仕上げ塗材仕上げ （４．６．１） （４．６．５） （表４．２．３）	・薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上の形状	工　法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状	吹付け
・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状	吹付け
	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状 ・さざ波状	ローラー
	・凹凸状	吹付け
・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状	吹付け

・厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上の形状		工　法	上塗材
・外装厚塗材Ｃ	スタッコ状	・吹放し ・凸部処理	＊吹付け	・行う
	スタッコ状	・ひき起し ・凸部処理	＊こて塗り	・行わない
・外装厚塗材Ｅ	スタッコ状	・吹放し ・凸部処理	・吹付け	

・複層仕上塗材

種類（呼び名）	形状（工法）	上塗材（耐候性　耐候形３種）		
・複層塗材ＣＥ	・ゆず肌	＊水系	・シリカ系	＊つやなし
・可とう形複層塗材ＣＥ	(ローラー)	＊水系	＊アクリル系	＊つやあり ・つやなし
・複層塗材Ｓｉ	・凸部処理		・ポリウレタン系	
・複層塗材Ｅ	(吹付け)	・溶剤系	・アクリルシリコン系	＊つやなし
・複層塗材ＲＥ	・凹凸模様		・フッ素系	・つやあり
・複層塗材ＲＳ	(吹付け)		・溶剤系	・メタリック
・		・弱溶剤系	＊アクリル系 ・ポリウレタン系	＊つやあり ・つやなし

(1)上塗り材の塗布量
メタリック　０．４kg／㎡
ポリウレタン系，アクリルシリコン系，フッ素系　０．３５kg／㎡
(2)塗膜はく離剤　製造所（　　）
(3)防火材料の指定箇所（　　）

3	既存塗膜等の除去及び下地処理 （４．６．３） （４．６．４）	(1)既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法 ＊サンダー工法 ・高圧水洗工法 → 処理範囲（＊既存仕上げ面全体　・図示の範囲） ・30MPa程度　・50MPa程度　・100MPa程度 ・塗膜はく離剤工法 ・水洗い工法 処理範囲（・上記３工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体　・図示の範囲） (2)仕上塗材用下地調整材（JIS A6916）塗り（＊行う　・行わない） 下地調整材料（＊下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　・防水系仕上げ塗材主材）

⑤ 建具改修工事

	項目	特記事項
1	改修工法 （５．１．３） （５．２．５）	＊かぶせ工法 ・撤去工法（・引抜き工法　・はつり工法）
2	建具見本の製作 （５．１．５）	・製作する　＊製作しない
3	カーテンボックス （５．１．６）	・再使用する　・再使用しない（新設する）
④	アルミニウム製建具 （５．２．１～５） 《表５．２．１》	(1)性能等級等

種別	※Ａ種	・Ｂ種	・Ｃ種
耐風圧性	※Ｓ－４	・Ｓ－５	・Ｓ－６
気密性	※Ａ－３		・Ａ－４
水密製	※Ｗ－４		・Ｗ－５
枠の見込み寸法（mm）	７０		１００
表面処理	※Ｂ－１種　・Ｂ－２種（色調　　）		

(2)防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３
(3)断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３
(4)耐震ドアセットの面内変形追従の等級　・Ｄ－１　・Ｄ－２　・Ｄ－３

5	網戸 （５．２．３）	(1)使用方法による区分　＊Ｇ２（１）外面可動式　・Ｇ１（１）固定式 (2)防虫網の材質　※ガラス繊維入り合成樹脂　・合成樹脂　・ステンレス製（ＳＵＳ３１６） (3)メッシュ　＊16　・18
6	鋼製建具 （５．３．１～５） 《表５．３．１》	(1)防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３ (2)断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３ (3)耐震ドアセットの面内変形追従の等級　・Ｄ－１　・Ｄ－２　・Ｄ－３ (4)煙感知器連動とする防火戸の解錠機構は別途とする。 ※建具表による　・　扉にラッチ受座用切込開口補強　・枠に解錠機構用切込開口補強
7	標準型鋼製建具 （５．３．６）	(1)建具用金具 《16.3.6 (2)》による
8	鋼製軽量建具 （５．４．３～５） 《１６．４．３》	

区分	材質
召合せ，縦小口の包み板	・鋼板　※ステンレス　・アルミニウム
埋縁	※鋼板　・ステンレス　・アルミニウム
扉の表面板	※鋼板　・ビニル被覆鋼板（製作所仕様）
枠類	※鋼板（くつずりはステンレス）　・製作所仕様

9	標準型鋼製軽量建具 （５．４．６）	(1)建具用の金物　(5.6.1)による (2)扉の表面板　※鋼板　・ビニル被覆鋼板（製作所仕様）

	項目	特記事項
１０	ステンレス製建具 （５．５．１～５）	(1)防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３ (2)断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３ (3)耐震ドアセットの面内変形追従の等級　・Ｄ－１　・Ｄ－２　・Ｄ－３ (4)曲げ加工 ※　普通曲げ　・　角出し曲げ ・オーダーメイド　※レディーメイド及びこれに準ずる建具
１１	木製建具 《１６．６．２》	建具材の加工、組立て時の含水率　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
１２	自動ドア開閉装置 （５．７．２） 《１６．８．２～３》	(1)検出装置　種類　・マット　・電子（電磁）　・光線（反射）　・音波　・熱線　・光電 ・電波　・タッチ　・押しボタン　・多機能便所 取付位置　・床面　・天井面　・壁面　・無目
１３	自閉式上吊り引戸装置 （５．８．２）	開閉時制動装置　・設ける　・設けない
１４	金属製建具の取付け	アンカーは、原則として電気溶接とする。
１５	建具用金具 （５．６．１～４）	(1)型式，製造所

種類	型式	製造所
モノロック		※評価名落による
本締り付モノロック		※評価名落による
本締り錠		※評価名落による
ドアクローザー	※面付形 ・コンシールド形	※評価名落による
ピボットヒンジ	※持出し吊り ・中心吊り	※評価名落による
ヒンジクローザー	・丁番形 ・中心吊り形	※評価名落による
フロアーヒンジ		※評価名落による

(2)鍵箱　・設ける（　個用）　・設けない
(3)マスターキー　・製作する（　組）　＊製作しない（＊既存のマスターキーグループに組込む・単独）
(4)引違扉の鍵錠はトリガー付とする。

１６	ガラス材料 （５．１２．２）	建築基準法により定まる風速（Vo）及び地表面粗度区分は図示による。
１７	ガラスの留め材 （５．１２．３） （５．１２．４）	

建具の種類	材種
鋼製	※シーリング材
アルミニウム製	・ガスケット　※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材
木製	※シーリング材

防火戸のガラスのとめ材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けた条件による。

１８	重量シャッター （５．９．１～５）	(1)種類　・一般　・外壁用防火　・屋内用防火　・防煙 防火又は防煙シャッターは、自動閉鎖装置及び随時閉鎖装置付とし、連動制御盤及び煙感知器は別途とする。 (2)開閉機能による区分 ※　上部電動式（手動併用）　・　上部手動式 (3)障害物感知装置　※　設ける　・　設けない 防火・防煙シャッターにおいては、手動閉鎖装置又は連動閉鎖機構による自重降下中に、障害物を感知しても、自重降下の状態を維持するものとする。 (4)シャッターケース（防火、防煙以外）　・　設ける　・　設けない (5)耐風圧性能　・　50　※　80　・　120
１９	軽量シャッター （５．１０．１～５）	(1)開閉機能による種類　※　手動式　・　上部電動式（手動併用） (2)スラットの材質　※　塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (3)スラットの形状　・　インターロッキング形　・　オーバーラッピング形 (4)耐風圧性能　・　50　※　65　・80 (5)シャッターケース　・　設ける　・　設けない (6)ガイドレールの材質　※ステンレス製（ＳＵＳ３０４） ・中柱（鋼製）内法高2.5m以上補強型 ・座板（屋外）ステンレス製2L-3×40×40SUS304
２０	オーバーヘッドドア （５．１１．１～５）	(1)セクション材料による区分 ※スチールタイプ　・アルミニウムタイプ　・ファイバーグラスタイプ (2)開閉方式による区分　※バランス式　・チェーン式　・電動式 (3)収納形式による区分　・スタンダード形　・ローヘッド形　・ハイブリッド形　・パーチカル形 (4)ガイドレールの材質　※溶融亜鉛めっき鋼板（めっき付着量　Z27）厚さ2.0mm以上 ・ステンレス鋼板（SUS304）厚さ2.0mm以上 (5)アルミニウム型材の表面処理 ※陽極酸化塗装複合皮膜（　・　標準色　・　指定色）　・陽極酸化皮膜 (6)耐風圧性能　・50　※75　・100　・125
２１	付属電気設備	電動シャッター、自動扉の施工範囲は下記による。 自動扉の電源スイッチ以降の配線工事（配管及び位置ボックスは別途工事とする。） 電動シャッターの操作スイッチ以降、シャッター制御盤までの配線工事 （配管及び位置ボックスは別途とする。） 三相電動機0.4Kw以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断器及び進相用コンデンサーを設置。

⑥ 内装改修工事

	項目	特記事項
①	他の部分との取り合い （６．１．３）	(1)既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲 ＊壁厚程度とし、既存に準じた仕上げとする　・図示 (2)天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ＊既存のまま　・図示
②	既存床仕上材の除去等 （６．２．２）	(1)合成樹脂塗床材の除去　Ⓐ機械的除去工法　・目荒らし工法 (2)改修後の床の清掃範囲　＊改修部の端部より１ｍ程度　・図示
③	ビニル床シート，ビニル床タイル及びゴム床タイル張り （６．８．２～４）	Ⓐ　ビニル床シート

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	工法
※発泡層のないもの	※ＮＣ	※無地	Ⓐ2.0　※2.5	Ⓐ突付け ・熱溶接
・	・	・	・	

化学教室、実験室等は耐硫化塩ビシート貼りとする。

・　ビニル床タイル

種類		記号	厚さ（mm）
・ホモジニアスビニル床タイル		ＨＴ	＊２．０
	・置敷き	ＨＴ	＊５．０
・コンポジションビニル床タイル	・半硬質	ＣＴ	＊２．０
	・軟質	ＣＴＳ	

・　特殊機能床材（帯電防止）

種類	記号	厚さ（mm）	性能ＪＩＳ　Ｋ６９１１準拠　２０℃　４０%RH
・帯電防止床シート	ＮＣ	※２．０	体積抵抗値（Ω）・１．０×10^{6} 以下
・帯電防止床タイル	ＣＴＳ		

	項目	特記事項
6		・　特殊機能床材（帯電防止以外）

種類	厚さ（mm）	製造所

・　ビニル幅木

材質	厚さ（mm）	高さ（mm）
※軟質　・硬質	※２	※６０　・７５　・１００

4	合成樹脂塗り床 （６．１０．１～４）	・弾性ウレタン塗り床　仕上げの種類　※平滑仕上　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ ・エポキシ樹脂塗り床　仕上げの種類　・薄膜流し展べ仕上げ　・厚膜流し展べ仕上げ ・樹脂モルタル仕上げ　・防滑仕上げ
5	床用防塵塗料塗り	材質　水性アクリル系樹脂塗料（＊標準色　・　　） 仕上種別　コーティング（ローラー刷毛塗り） 塗布量　主剤２回塗りとし、総塗布量は0.25Kg／㎡以上とする。 製造所
6	カーペット敷き （６．９．１～３）	・　タイルカーペット

種別	パイル形状	寸法（mm）	総厚さ（mm）	電気抵抗（Ω）	工法
※１種	※ループパイル	※５００角	※６．５	帯電防止の場合１０以下	※全面接着
・２種	・カットパイル	・	・	JIS L1904 23℃ 25%RH	・

⑦	壁紙張り （６．１４．１～３）	建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

施工箇所	品質（製造所）	耐火性能の級別
新設壁	ビニール　ＡＡ	・１級　・２級　・４級
		・１級　・２級　・４級
		・１級　・２級　・４級

8	内装タイル張り （６．１６．１～５）	(1)役物使用箇所（　　） (2)タイルの見本焼き　＊行わない　・行う（　　） (3)既製調合モルタル　＊使用する（製造所　・　　）　・使用しない (4)壁タイル張りの工法　＊接着剤張り　・改良積み上げ張り (5)接着力試験　＊行う（　　）　・行わない 試験方法　＊６．１６．２(b)(2)による　・（　　） 試験体　＊６．１６．２(b)(2)による　・（　　） 引張接着強度　＊表６．１６．２による　・（　　） (6)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 ＊６．１６．２（a）による　・（　　）
9	断熱材打ち込み工法（特定フロンを使用しないもの） 《１９．９．２》	

材種	種別	厚さ（mm）
※押出法ポリスチレンフォーム保温材	２種ｂ	※２５　・２０
※押出法ポリスチレンフォーム保温材（接地部分）	３種ｂ	※２５　・２０
・硬質ウレタンフォーム保温材	１種２号	・２５　※２０

断熱材補修材　・断熱材と同材
・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材（次項による）
上記保温材は特定のフロンを含まないものとする。

１０	断熱材現場発泡工法 《１９．９．３》	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材　種類　＊Ａ種１　・Ｂ種１　厚さ　mm　難燃性　※　2級 上記保温材は特定のフロンを含まないものとする。
11	せっこうボード，その他ボード及び合板張り （６．１３．１～３）	せっこうボード，その他のボード

材種・規格	施工場所	張り方		厚さ（mm）等
・石こうボード (GB-R)	・壁	・下張り	・突付け	・９．５（準不燃認定品） ※１２．５（不燃認定品）
		・上張り ・直張り	・目透し ・突付け ・突付けＶ目地 ・継目処理	・９．５（準不燃認定品） ※１２．５（不燃認定品）
	・天井	・下張り	・突付け	・９．５（準不燃認定品） ※１２．５（不燃認定品）
		・上張り ・直張り	・目透し ・突付け ・継目処理	・９．５（準不燃認定品） ※１２．５（不燃認定品）
・化粧石こうボード （トラバーチン模様） (GB-D)		直張り	突付け	９．５ （・準不燃認定品・不燃認定品）
・化粧石こうボード （杉板目プリント） (GB-D)		直張り	目透し	９．５（準不燃認定品） 下地共メーカー仕様による
・吸音用穴あき石こうボード (GB-P)				９．５（準不燃認定品） 不燃性原紙裏打ち
・ロックウール化粧吸音板 (DR)	天井	・上張り ・直張り	突付け	・９（不燃認定品） ・１２（不燃認定品） ・　（不燃認定品）
・ロックウール吸音材 (GW-F、-B、-BL)	天井			※２５（不燃認定品） ロックウール吸音ボード １号（６０Ｋ）
・グラスウール吸音材 (GW-F、-B)	・天井 ・壁			※２５（不燃認定品） グラスウール吸音ボード ２号（３２Ｋ）
・木毛セメント板 JIS　A5404　規格品				・２０　※２５　・３０ ※難燃木毛セメント板 ・断燃木毛セメント板 （準不燃認定品）
・けい酸カルシウム板 (0.8FK、1.0FK)				・６　・８　・１０　・１２ （不燃認定品）
Ⓐ強化石膏ボード	Ⓐ壁			Ⓐ2.5
Ⓐ硬質石膏ボード	Ⓐ壁			Ⓐ5

＊天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
・合板
天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
ホルムアルデヒド放散量　※☆☆☆☆
・難燃合板（表面の品質　　）
・特殊合板

種類	厚さ等	種類	厚さ等
・		・	
・		・	

・パーティクルボード及びMDF

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（１）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称：東小学校放課後児童クラブ施設整備工事

図面名称：改修特記仕様書−２

縮尺：

設計：平成 27 年度

種別：A

図面番号：2

⑥ 内装改修工事

12 軽量鉄骨天井下地（6．6．1～4）

野縁等の種類　屋外　＊25型　・
　　屋内　＊19型　・25型
屋外の軒天井、ピロティ天井等は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法とする。

⑬ 軽量鉄骨壁下地（6．7．1～4）

形状及び寸法
＊標準仕様書表14.5.1のスタッドの高さによる区分

14 フローリング張り（6．11．1～6．11．8）

・単層フローリング
　種類　・フローリングボード　・フローリングブロック　・モザイクパーケット
　工法　・湿式工法　・乾式工法（・釘止め工法　・接着工法）
・複合フローリング（※1種　・2種　・3種）
　樹種　※ひのき
　模様　※えん甲板　・寄木　・
　工法　※釘留工法（・A種　※B種　・C種）　・接着工法

⑮ 畳敷き（6．12．1～6．12．3）

種別　・A種　・B種　◎C種　・D種　・流用畳
　D種の場合の畳床の記号　・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ
　畳床の防虫処理は防虫加工紙を使用してもよい。

16 メラミン樹脂化粧板

JISK 6903規格品
厚さ　・1.0　※1.2　・1.6

17 浴室天井材

準不燃認定品
製造所
見切縁、水切りは特記製造所の仕様による。

⑦ 塗装改修工事

① 防火材料（7．1．3）

＊屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする
・次の箇所を除き、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする
（　　）

② 塗装塗替え仕様の選定

＊公共建築改修工事共通仕様書　・別図塗替仕様

③ 既存塗膜の除去

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲
＊塗替え面積の30％　・（　　）

④ 下地調整（7．2．2～7）（表7．2．1～7）

下地種別	塗替え	新設
木部　不透明塗料塗り	＊RB種　・　種	＊RA種　・　種
透明塗料塗り	＊RB種　・　種	＊RB種　・　種
鉄部	＊RB種　・　種	＊RA種　・　種
亜鉛めっき面	＊RB種　・　種	＊RA種　・　種
ﾓﾙﾀﾙ面及びﾌﾟﾗｽﾀｰ面	＊RB種　・　種	＊RB種　・　種
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	＊RB種　・　種	＊RB種　・　種
石膏ﾎﾞｰﾄﾞ及びその他ﾎﾞｰﾄﾞ面	＊RB種　・　種	＊RB種　・　種

5 錆止め塗料塗り（7．3．2～3）

下地種別	塗料の種別	種別
鉄面	屋外（＊A種　・B種）屋内（＊A種　・B種）	・A種　・B種　＊C種
亜鉛めっき面	鉛酸カルシウムさび止めペイント	・A種　・B種　＊C種
新規鋼製建具面	鉛酸カルシウムさび止めペイント	＊A種　・B種　・C種

⑥ 仕上げ塗料塗り（7．4．2～7．15．2）

・合成樹脂調合ペイント塗りの種類
　屋外（・1種　＊2種）　屋内（＊1種　・2種）
・木部合成樹脂調合ペイント塗りの種類
　新規（＊A種(多孔質広葉樹)を除く）　・　種）　塗替え（＊B種　・　種）
・鉄面合成樹脂調合ペイント塗りの種類
　新規（＊B種　・　種）　塗替え（＊B種　・　種）
・亜鉛めっき面合成樹脂調合ペイント塗りの種類
　新規（＊A種　・　種）　塗替え（＊A種(鋼製建具)　＊B種（その他）　・　種）
・つやあり合成樹脂エマルションペイント塗りの種類
　新規（＊B種　・　種）　塗替え（＊B種　・　種）
・①合成樹脂エマルションペイント塗りの種類
　新規（＊B種　・　種）　塗替え（＊B種　・　種）

⑧ その他

1 フリーアクセスフロア（20．2．2）

施工箇所		
構法	・パネル構法　・溝構法	・パネル構法　・溝構法
耐震性能	・1．0G　・0．6G	・1．0G　・0．6G
耐荷重性能	・3000N　・5000N	・3000N　・5000N
高さ（mm）		
構成材		
ボーダー部及びスロープ	※メーカー仕様　・図示	※メーカー仕様　・図示
床仕上げ材	＊タイルカーペット（＊A種・B種）・帯電防止ビニル床タイル	＊タイルカーペット（＊A種・B種）・帯電防止ビニル床タイル

2 ブラインド（20．2．12）

形式	※横形ブラインド	・縦形ブラインド
材種	※アルミニウム合金	・アルミスラット　・クロススラット
開閉方式	※ギヤー式　・コード式	※コード式
スラットの成形幅（mm）	※25　・35	・75以上　・100

3 表示工事（20．2．10）

・視覚障害者用案内板（＊図示による　・　　）
・室名札（＊図示による　・　　）
・ピクトグラフ（＊図示による　・　　）
・庁舎案内板（＊図示による・　　）

文字	※　シルク印刷　・　エナメル書き
文字寸法	※　文字間隔は芯合せ
書体	※　太ゴシック正体　・　角ゴシック長体1号

・庁名文字（詳細図による）
・切抜文字（・ステンレス製　・黄銅製）・箱文字（・ステンレス製　・黄銅製）
　字数（　）　文字の大きさ（　）号

④ 天井見切り縁

材種（＊アルミニウム製　◎ビニル既製品）

5 視覚障害者用誘導ブロック

材種（＊コンクリート製（厚さ60㎜）・磁器質タイル製）

6 可動間仕切り（20．2．3）

JIS A6512によるほか、下記による
(1)構造形式　・パネル式　・スタッド式（・スタッド露出　・スタッド内蔵）　・スタッドパネル式
(2)表面材質及び厚さ（mm）　※鋼板0.8
(3)仕上げ　・メラミン樹脂塗料又はアクリル樹脂塗料焼付け塗装（※常備色　・指定色）
(4)パネル厚さ　（mm）程度
(5)製造所　JIS A6512によるもの
(6)遮音性の区分　・0　・12　・20　・28　・36
(7)防火性能　・不燃

7 トイレブース（20．2．5）

(1)表面材　※　メラミン化粧樹脂板　・　ポリエステル樹脂板
(2)PS部　周囲（3方）は天井までとする

8 階段滑り止め（20．2．6）

(1)材種　ステンレス製（・埋込み工法　※接着工法）
(2)フラットエンド　・有（※タイヤ同材　・ステンレス製）・無
(3)形式　※ビニルタイヤまたは合成ゴムタイヤ入り　・タイヤ無

9 黒板及びホワイトボード（20．2．8）

(1)仕様　・広島県高等学校黒板仕様　・JIS規格品
(2)種類　※研ぎ出し黒板（・木製　※鋼製）・焼き付け黒板　・ほうろう
　　枠　※アルミ合金製　・木製
　　色彩　※緑　・黒　・白
(3)製造所

10 煙突ライニング（20．2．11）

製造所

11 ロールスクリーン（20．2．13）

種別　ホワイトスクリーン
　形式　※スプリング巻上（ノーショック）式
　寸法（mm）　幅（　）　高さ（　）

12 カーテン（20．2．14）

施工箇所	きれ地の品質（製造所）	ひだの種別	形式	引分け装置
			・片引　・引分け	・有　・無
			・片引　・引分け	・有　・無
			・片引　・引分け	・有　・無

暗幕用カーテンの重ねかけ　※300以上
カーテンレール　材種　※ステンレス製　・アルミニウム製

13 アコーデオンドア

製品は消防法に認定する防炎加工を行ったものとする。
製作所

14 OHP用スクリーン

種別　ホワイトスクリーン
　形式
　寸法（mm）　幅（　）　高さ（　）　＊詳細は標準図による。

15 浴槽

そう　・鉄板ホーロー仕上　・ポリバス　※ステンレス
寸法（mm）　長さ（　）　幅（　）　高さ（　）　保温ふた付

16 くつふきマット

※　ビニール製（受わくステンレス製）
・　硬質アルミニウム製（受わくステンレス製）

17 旗ざお受金物

材質　・黄銅（ホワイトブロンズめっき仕上）・ステンレス製（　）組

18 旗ざお

製造所

19 カウンター

製造所

提出書類

① 着工前工事関係提出書類

提出部数は監督員の指示による。

○工事着手前に提出し取り交わすもの
・施工図承認及び確認に伴う覚書（2通、様式：別途指示による）

○工事着手前に提出し承認を得るもの。
・工事着手届
・現場代理人及び主任（監理）技術者氏名（変更）届
・同上経歴書
・工程表及び工事工程表
・工事内訳明細書
・A3判貼合せ製本
・現場施工管理体制
・安全衛生管理体制組織表
・災害時及び緊急連絡体制組織表
・仮設計画書及び仮設計画図
・各官公庁の手続、届出書類の写し
・その他（監督員の指示するもの）

○各工事着工前に提出し承認を得るもの。
・下請負人名簿通知書
・主要資材購入先名簿通知書
・工事に関する（承諾、協議）書　（使用材料、ミルシート、コンクリート配合計画書を含む）
・施工計画書
・施工図
・施工に必要な資格書
・その他

② 工事中工事関係提出書類

提出部数は（3）部とする。

○工事期間中提出し承認を得るもの。
・月間工程表（工事別工程表含む）
・週間工程表
・期間別工事工程報告書（月1回、月末）
・工事打合せ簿（定例打合せ、各工事別打合せ、質疑、協議など）
・試験結果表（コンクリート強度試験、圧接試験など）及び報告書
・その他

③ 完了後工事関係提出書類

提出部数は監督員の指示による。

○工事完了時に提出する書類。（提出書類目録を含む）
・工事完成届および社内検査結果報告書（手直しを含む）　（※1部・〔　〕部）
・工事中写真
・実施工程表
・工事日報
・試験結果一覧表
・各種試験成績表、報告書、調合表、配合計画書、試験結果報告書、骨材試験成績表、杭打結果、
　　鉄筋引張試験、圧接引張試験報告書
・主要資材検収簿、規格品質証明書（納品伝票、出荷証明書、規格証明書などを含む）
　　異形鉄筋、コンクリート、砕石
　　木材
　　塗料その他仕上材（ボード、瓦）
　　防腐処理（土台）、防虫処理その他
・資格、検査、技量等証明書
　　・溶接技術者　・施工管理技術者
　　・超音波探傷試験（第3者）
　　・圧接工　・溶接工　・その他
・工事打合せ簿
・施工図
・施工計画書
・完成写真　（アルバム製本：各工事合同　部、A4判　部）
　　キャビネ版　（写真パネル(350×500程度)：各工事合同　部）
・処分証明書　残土、可燃物、不燃物、廃棄物処理票、産廃処分業者証明書
・官公庁の許可及び届出書類
・自主管理表（出来形管理および施工精度管理など）

○検査完了後提出する種類
・鍵引渡し書及び鍵一覧表　部
・備品引渡し書
・竣工図面（・A2判貼合せ製本：各工事合同　部）
　　（・A3判貼合せ製本：各工事合同　部）　― 原図の修正を行ったもの
　　（・竣工図フロッピー　）
・保証書（2部）　防水、屋根、その他
・各使用説明書、建物の保全に関する説明書
・施工業者名簿及び連絡先、一覧表（担当者名記入）
・火災保険証の写し（工期＋20日）
・建物引渡し書

④ 施工者各届出書類

提出部数は（3）部とする。

○各種使用材料の規格証明書、搬入報告書（コピーでもよい）等は、下記による。編集方法は、施工図は、A4判折り製本とし、各規格証明書・搬入報告書
・納品出荷表等は、各工程工事ごとにまとめ、ファイル又は監督員の指示する様式にてにて提出する。（A4判とする）
① 仮設工事
◎仮設計画書（仮設物の配置、大きさ、作業場所、材料機器の保管場所、及びその他指示による事項等）
2．地業工事
　・砕石、割栗石、砂など　規格証明書、出荷表
　・杭　施工計画書、規格証明書、試験表、出荷表、施工結果報告書
　　（継杭の場合　溶接工の資格の写し）
　　（騒音防止条例の手続き）
3．鉄筋工事
　・材料試験結果、又はミルシート
　・圧接の場合　計画書、資格証明書、抜取試験結果表
4．コンクリート工事
　・施工図、配合計画書、試験結果表、出荷集計表

提出書類

④ 施工者各届出書類

提出部数は（3）部とする。

⑤ 鉄骨工事
◎施工図、施工要領書、工場認定表、溶接技術者資格証明書、材料試験又はミルシート及び出荷証明書
◎錆止め塗料の規格証明書及び出荷表
◎ボルト、ブレースなど規格証明書及び出荷表
6．ALCパネル、ブロック、押出成形セメント板、カーテンウォール工事
　・施工図、規格証明書及び出荷表
7．防水工事
　・施工計画書、規格証明書、試験結果表及び出荷表
　・保証書（請負業者・施工業者・材料メーカーの3社連名）で2部提出
8．石・タイル工事
　・施工図、材料出荷表
　・監督員が指示した場合は、施工保証書又は試験結果表
9．木工事
　・施工図、プレカット製材証明書（柱のみ）、出荷表、
　　防腐・防蟻処理保証証明書・施工計画書（主に材料、取付金物について）
10．屋根、とい工事
　・施工図、規格証明書、出荷表
　・保証書の必要な場合は防水工事と同じ
11．金属工事
　・施工図、規格証明書、出荷表
⑫ 左官工事
◎施工計画書、出荷表、（砂、セメント、混和剤等）
13．建具工事
　・施工図、金物など出荷表、製品検査証、鍵引渡書及び鍵一覧表
14．ガラス工事
　・施工計画書、規格証明書、出荷表
⑮ 塗装工事
◎施工計画書、塗装工業会会員証の写し、規格証明書、出荷表
⑯ 内装工事
　・施工図、規格証明書、出荷表
◎使用材料一覧表（使用箇所の記入も含む）
17．雑工事
　・施工図、規格証明書、出荷表
18．外構工事、排水工事
　・施工図
　・植栽　（・　出荷表　・　枯保証書）
⑲ 給排水・衛生工事
◎施工図、規格証明書、出荷表、完成図面（器具図面）、機器取扱い説明書
20．空調工事
　・施工図、規格証明書、出荷表、完成図面（器具図面）、機器取扱い説明書
㉑ 電気工事
◎施工図、規格証明書、出荷表、完成図面（器具図面）、機器取扱い説明書
㉒ 建物取扱い（使用）説明書

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	改修特記仕様書-3		平成27年度	A

図面番号 3

設計概要

工事名称	東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	建築主	〒727−0012 住所　庄原市中本町一丁目１０番１号 氏名　庄原市長 電話　０８２４−７３−１１１１		
建設地名地番	広島県庄原市上原町376番地1　（住居表示　番　号）				
構造	Ｓ造　平屋建て	用途	児童福祉施設		
都市計画区域	・計画区域内　・計画区域外	用途地域	指定なし	防火地域	・防火　・準防火　・指定なし
その他の区域 地域・地区・街区	風致地区　・特に無し	法２２条の指定	・指定区域　・指定なし	工事種別	・新築　・増築　・改修　・用途変更

	今回改修部分	その他の部分	合　計	
建築面積	112.00 ㎡	1,734.13 ㎡	1,846.13 ㎡	建ペイ率
延べ面積	112.00 ㎡	2,883.78 ㎡	2,995.78 ㎡	容積率
敷地面積			㎡	
工事着手	平成　年　月　日	工事完成	平成　年　月　日	

工事種目

建築主体工事	Ｓ造平屋建て　内部改修	付帯工事	
電気設備工事	引込・電灯ｺﾝｾﾝﾄ・照明器具・換気扇（撤去新設）	解体工事	厨房機器撤去・給排水・ガス管撤去
給排水設備工事	給水・排水・ガス配管・給湯配管撤去 給水設備（新設）	別途工事	

特記事項

外部仕上表（既存のまま）

屋根	長尺カラー鉄板　瓦棒葺き	開口部	窓：アルミサッシ 出入り口：スチールサッシ		
外壁	リブラスモルタル刷毛引き　アクリルリシン吹付け	軒　裏	ルーフデッキ表し		
根廻り	モルタル金コテ押え	軒　樋	大平板（一部有孔版）t=6　ＶＰ塗装		
		竪　樋	塩ビ　75φ		

内部仕上表

階	室　名		床	GL+H	巾木	H	壁	FL+腰高	天井	FL+H	廻り縁	造り付け家具・その他
	調　理　室 ↓ 子　供　室	改修前	モルタル下地　塗床		―		ＶＰ塗装		ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ下張り　大平板t=6　ＶＰ塗装（撤去）	2.700	―	厨房機器類一式（撤去）
		改修後	木製転がし根太組構造用合板t=24 ベニア合板t=6の上長尺シートt=2.0貼り タイルカーペット貼り		ソフト巾木　H=75	75	ＲＢ種ケレンの上ＥＰ塗装 （一部既存のまま）		化粧石膏ボードt=9.5貼り	2.700	―	天井点検口450×450 流し台（新設）　卓上IH調理器（新設）
	土　間 ↓ 学校用倉庫	改修前	モルタル下地　塗床		―		ＶＰ塗装		ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ下張り　大平板t=6　ＶＰ塗装（撤去）	2.700	―	
		改修後	既存のまま				既存のまま		化粧石膏ボードt=9.5貼り	2.700	―	手洗い器（新設）
	食　品　庫 ↓ 学校用倉庫	改修前	モルタル金コテ仕上		木製　H=100	100	PB-12下地　ＡＥＰ塗装 （界壁部撤去）		石膏ボートt=12下地　AEP塗装（撤去）	2.500	木製	棚（一部一時撤去再取付）
		改修後	既存のまま		既存部：既存のまま 界壁部：ソフト巾木　H=75	100 75	既存部：既存のまま 界壁部：LGS65　PBF-12.5+PBH-9.5貼り		化粧石膏ボードt=9.5貼り	2.500	既存のまま	棚（既存のまま）
	踏込み	改修前	モルタル下地　塗床		木製ＯＳ塗装　H=100	100	PB-12下地　ＡＥＰ塗装		モルタル下地　ＡＥＰ塗装	2.700	木製	鏡、手洗い器
		改修後	既存のまま		既存のまま	100	既存のまま		既存のまま	2.700	既存のまま	既存のまま
	トイレ ↓ 倉　庫	改修前	磁器モザイクタイル25角貼り		―		ＶＰ塗装		大平板t=6　ＶＰ塗装	2.400	―	
		改修後	木根太下地　コンパネt=12貼り （一部既存のまま）		―		既存のまま		既存のまま	2.400	―	
	休　憩　室	改修前	畳敷き ブナフローリング		雑布摺		PB-12下地　ｼﾞｭﾗｸｻﾃﾝ吹付け		PB-9下地　化粧杉柾石膏ボードt=9貼り （一部撤去新設）	2.400	木製	
		改修後	畳表替え		既存のまま		既存部：既存のまま 界壁部：LGS65　PBF-12.5+PBH-9.5下地ｸﾛｽ貼り		既存のまま	2.400	既存のまま 一部木製新設	

特記

厚 9.5　PB　準不燃　認定番号QM-9828	ビニールクロス　準不燃認定品QM-9***品以上	不燃化粧石膏ボード　認定番号NM-0127-0128	準不燃化粧石膏ボード　認定番号QM-9824	PBF-12.5　：強化せっこうボード　t＝12.5 （不燃認定番号NM-1908）	
厚 12.5　PB　不燃　認定番号NM-8619	厚 12.5 防水PB　不燃　認定番号NM-9639	厚6 ケイカル板　不燃　認定番号NM-8578	厚 3 大建ﾊﾟﾘｱ張　不燃　認定番号NM-0127-0128	PBH-9.5　：硬質せっこうボード　t ＝9.5 （不燃認定番号NM-8615）	ｼｯｸﾊｳｽ対策建材　使用建築材料（面材仕上下地共・建具・家具ﾕﾆｯﾄ等）は全てＦ☆☆☆☆とする。

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（１）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	仕上表		平成 27 年度	A 図面番号 4

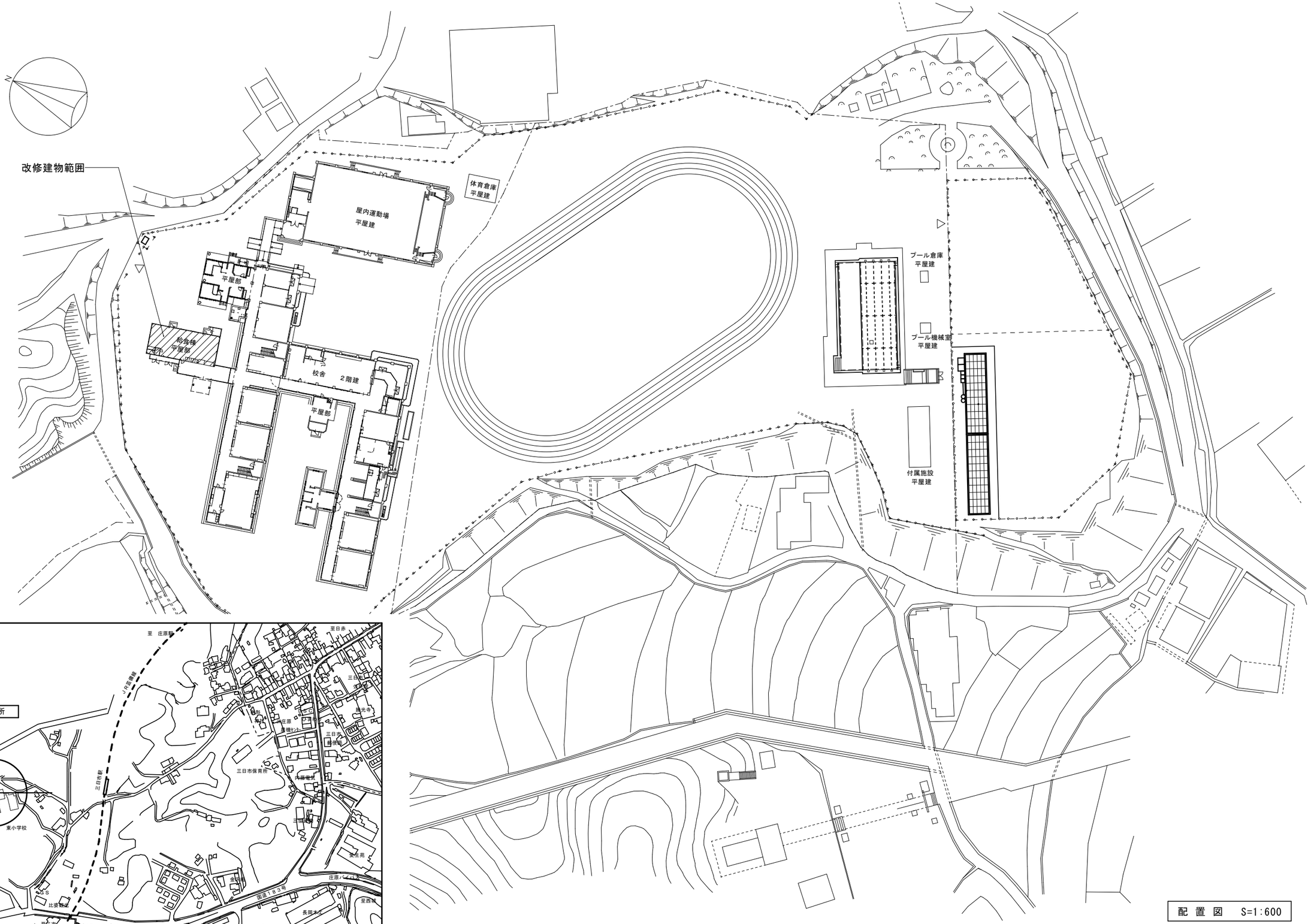

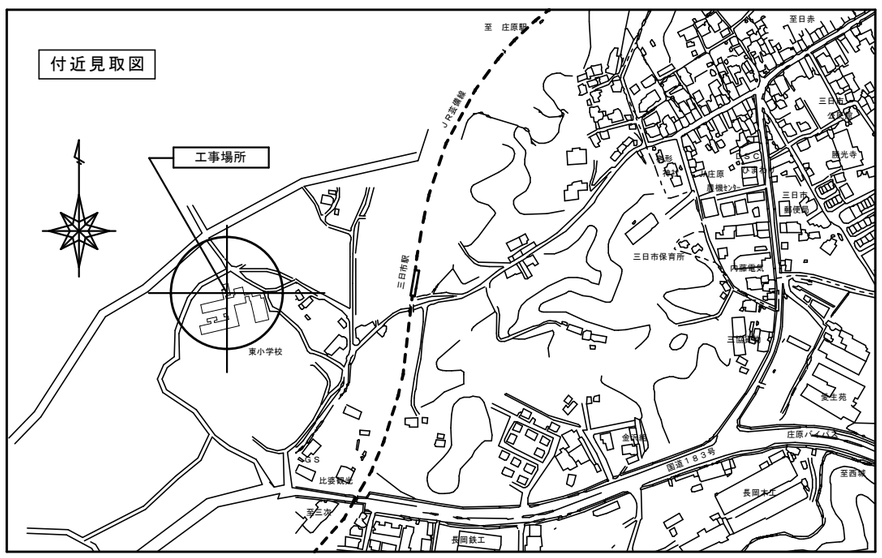

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	配置図　付近見取図	1：600	平成 27 年度	A
				図面番号 5

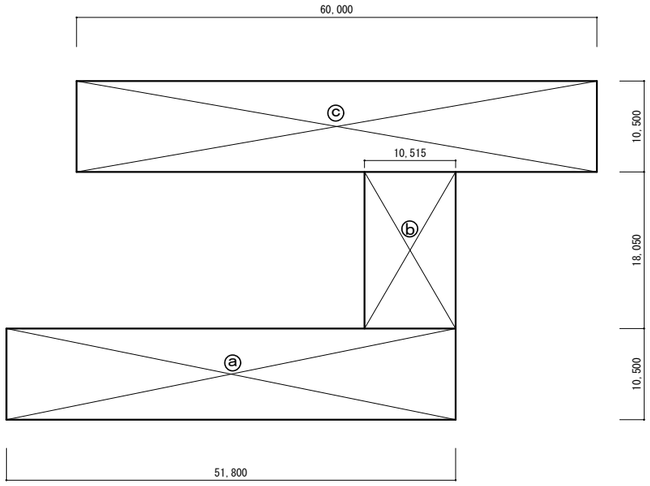

２階建物丈量図　S=1:500

１階床面積		２階床面積	
ⓐ	(51.8×10.5)－(8.4×2.0+5.585×2.2+2.0×7.0+1.8×1.8/2) ＝499.110	ⓐ	51.8×10.5＝543.90
		ⓑ	10.515×18.05＝189.796
ⓑ	4.0×4.0＝16.00	ⓒ	60.0×10.5＝630.00
ⓒ	10.5×3.5-0.5×0.5＝36.50	２階床面積	1,363.696㎡
ⓓ	10.515×18.05＝189.796		
ⓔ	8.0×4.2-0.5×0.5＝33.35		
ⓕ	60.0×10.5-8.0×2.0＝614.00		
ⓖ	7.45×5.0＝37.25	１階床面積	1,632.086㎡
ⓗ	9.0×6.5-2.0×4.0＝50.50	２階床面積	1,363.696㎡
ⓘ	3.2×13.15＝42.08	延　床　面　積	2,995.782㎡
ⓙ	0.3×5.0＝1.5		
ⓚ	2.5×6.5＝16.25　（学校用倉庫）		
ⓛ	7.0×16.0-2.5×6.5＝95.75　（放課後児童クラブ）		
１階床面積	1,632.086㎡		

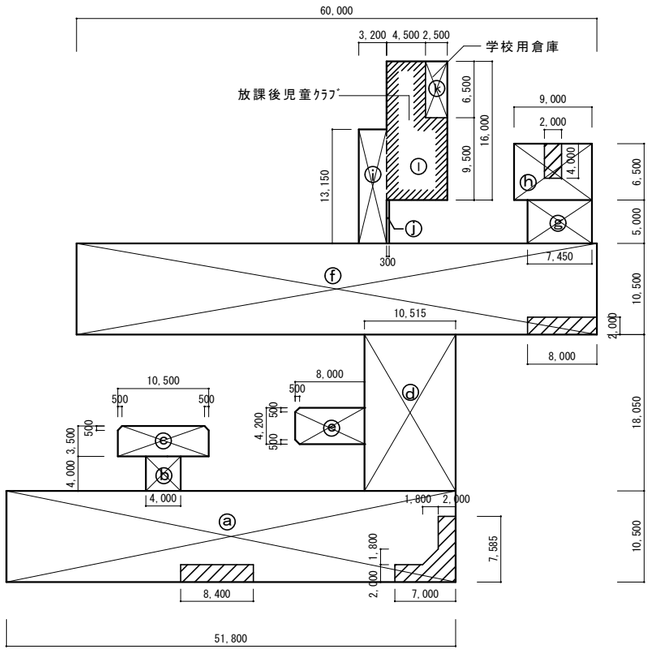

１階建物丈量図　S=1:500

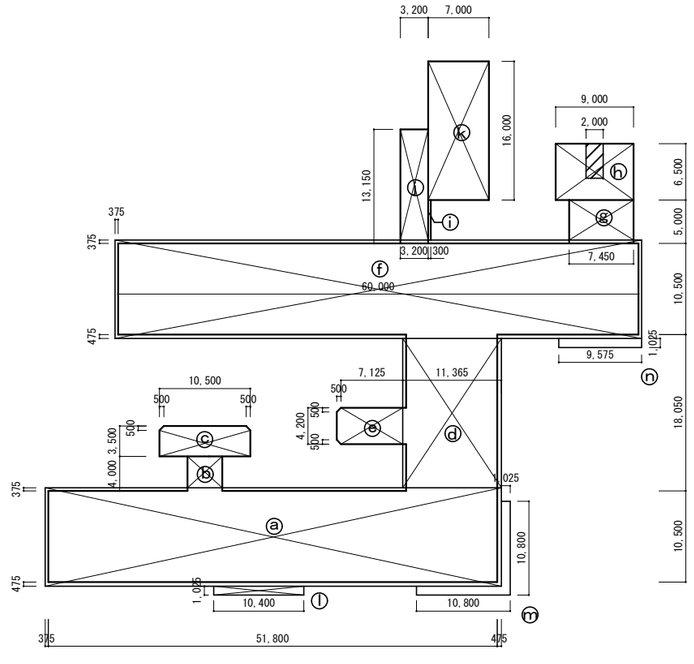

建物丈量図　S=1:500

建築面積	
ⓐ	52.65×11.35＝597.58
ⓑ	4.0×3.625＝14.50
ⓒ	10.5×3.5-0.5×0.5＝36.50
ⓓ	11.365×17.20＝195.478
ⓔ	7.625×4.2-0.5×0.5＝31.775
ⓕ	60.75×11.35＝689.513
ⓖ	7.45×4.625＝34.456
ⓗ	9.0×6.5-2.0×4.0＝50.500
ⓘ	3.2×12.775＝40.880
ⓙ	0.3×4.625＝1.388
ⓚ	7.0×16.0＝112.00
ⓛ	10.4×1.025＝10.660
ⓜ	1.025×9.775+10.8×1.025.＝21.089
ⓝ	9.575×1.025＝9.814
合　計	1,846.131㎡

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	建物丈量図	1:500	平成 27 年度	A 図面番号 6

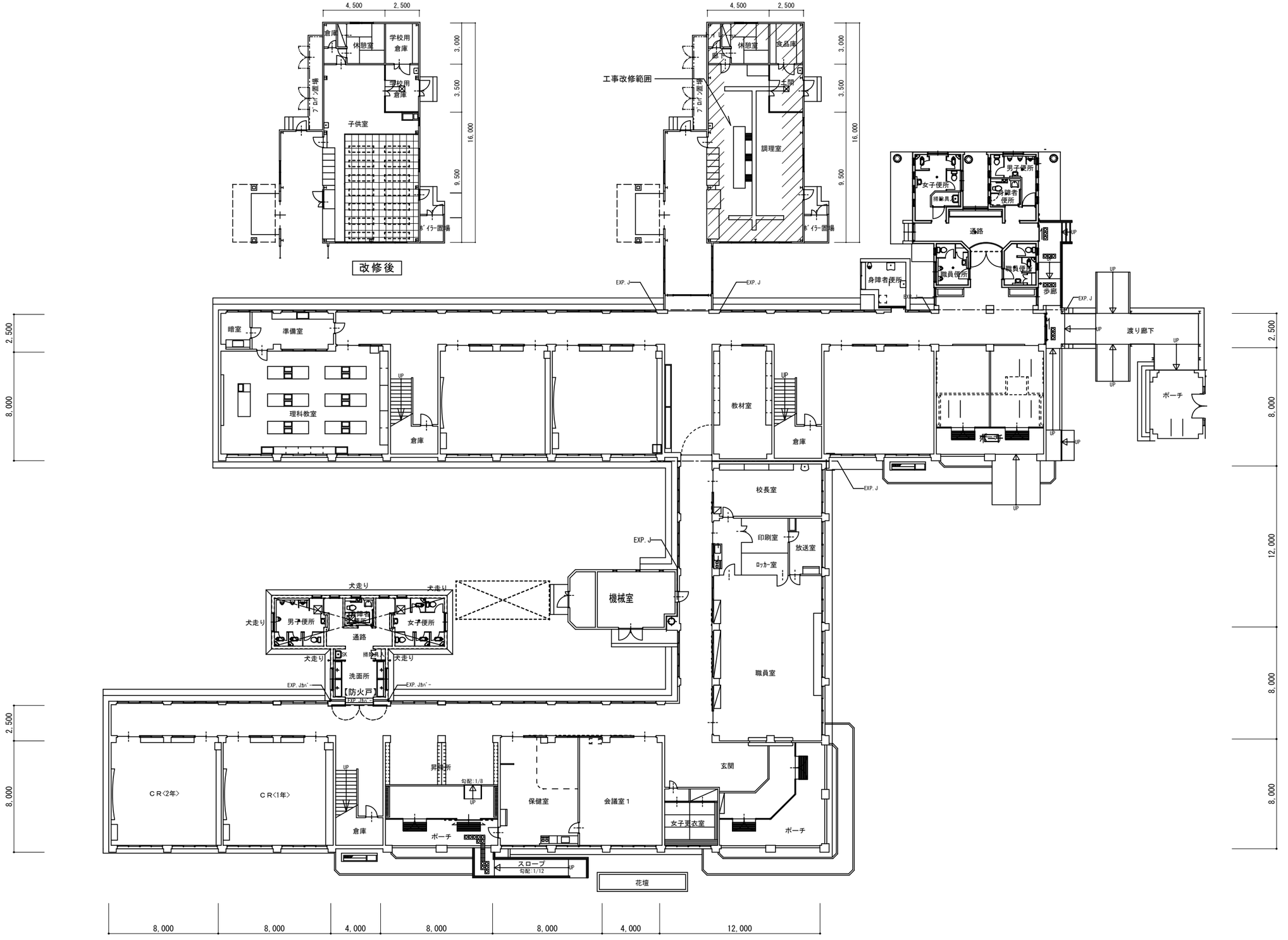

全体　1階平面図　1/200

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階平面図	1:200	平成 27 年度	A
				図面番号 7

全体 ２階平面図 1/200

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292 FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録 13（1）第1191号
一級建築士 第257054号 竹中 哲成
構造設計一級建築士 第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	２階平面図	1:200	平成 27 年度	A
				図面番号 8

撤去器具リスト		
①	炊飯器	W750*H1400*D580
②	炊飯器	W750*H1400*D580
③	消毒保管庫	W1370*H1870*D900
④	食洗器	W2000*H1160*D1200
⑤	消毒保管庫	W850*H1430*D600
⑥	消毒保管庫	W1010*H1900*D550
⑦	野菜切断機	W500*H700*D600
⑧	フード	W2000*H900*D800
⑨	フード	W4500*H900*D1500
⑩	フード	W3000*H900*D980
⑪	フード	W1200*H900*D1200

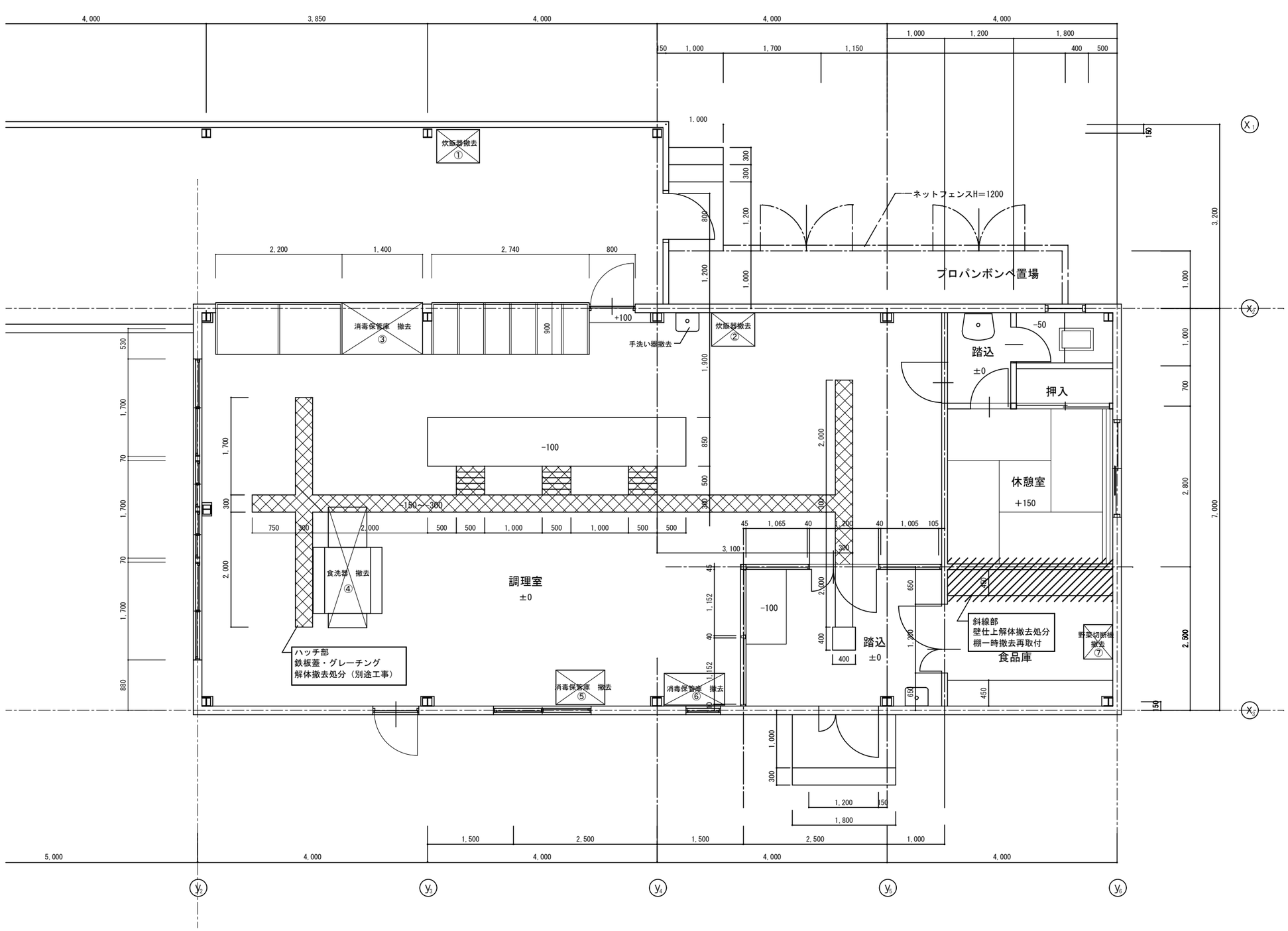

1階既存平面図　S=1:50

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録 13（1）第1191号
一級建築士 第257054号　竹中 哲成
構造設計一級建築士 第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階既存平面図	1:200	平成 27 年度	A
				図面番号 9

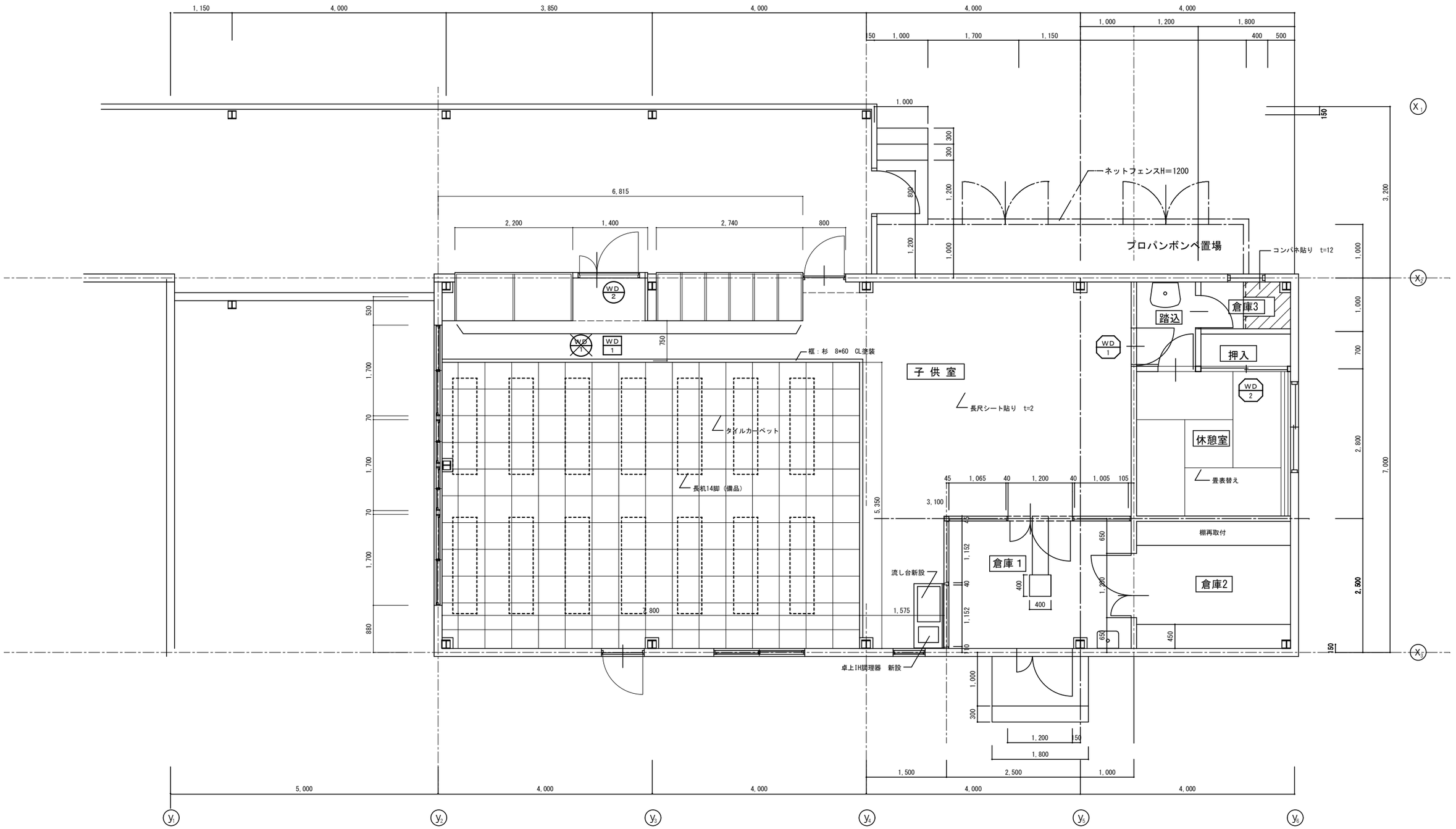

1階改修平面図　　S=1:50

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階改修平面図	1：50	平成 27 年度	A 図面番号 10

部分詳細図　S=1:10

タイルカーペット部

一般部

既存ピット部

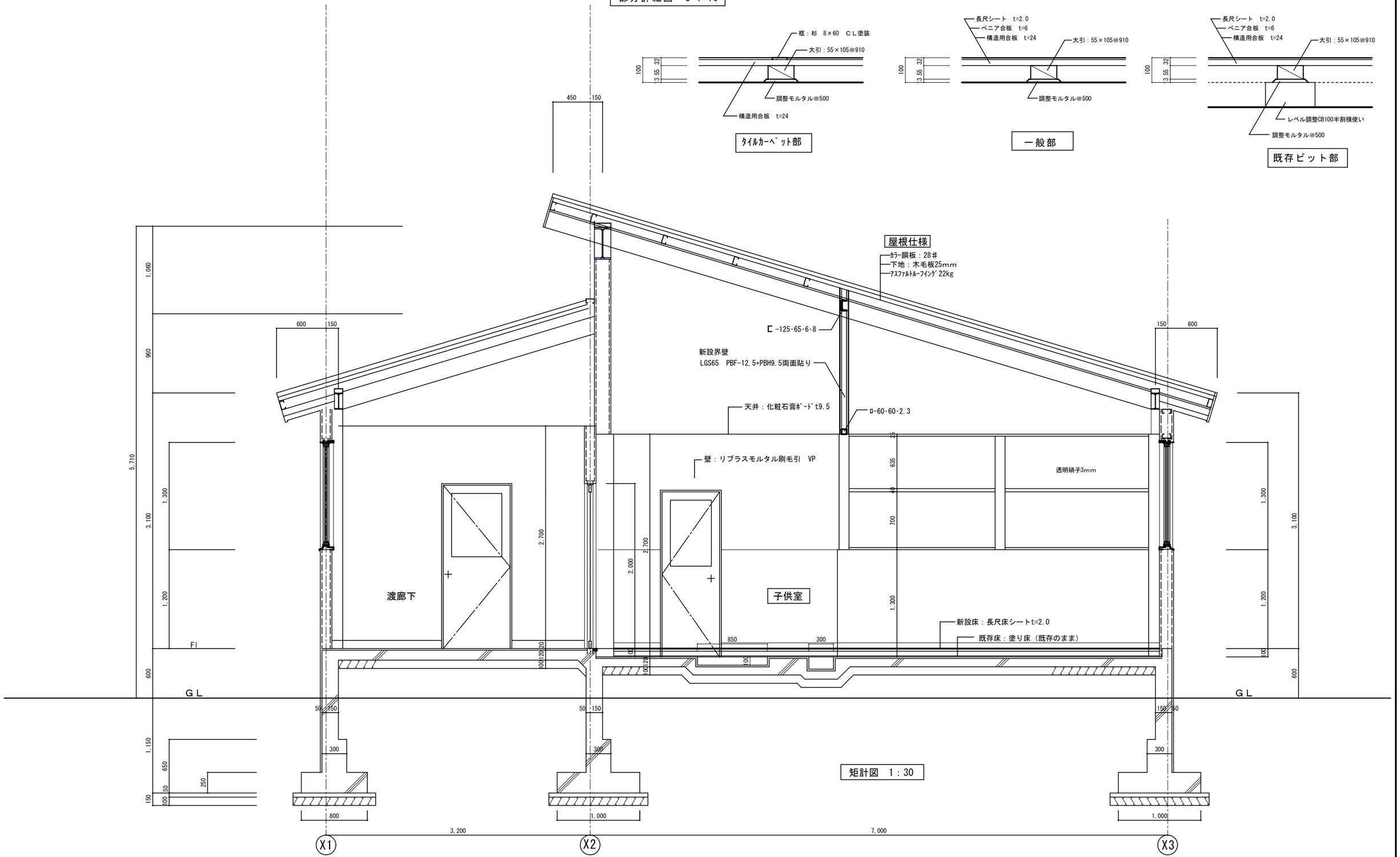

矩計図　1：30

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	矩計図　部分詳細図	1:30 1:10	平成 27 年度	A 図面番号 11

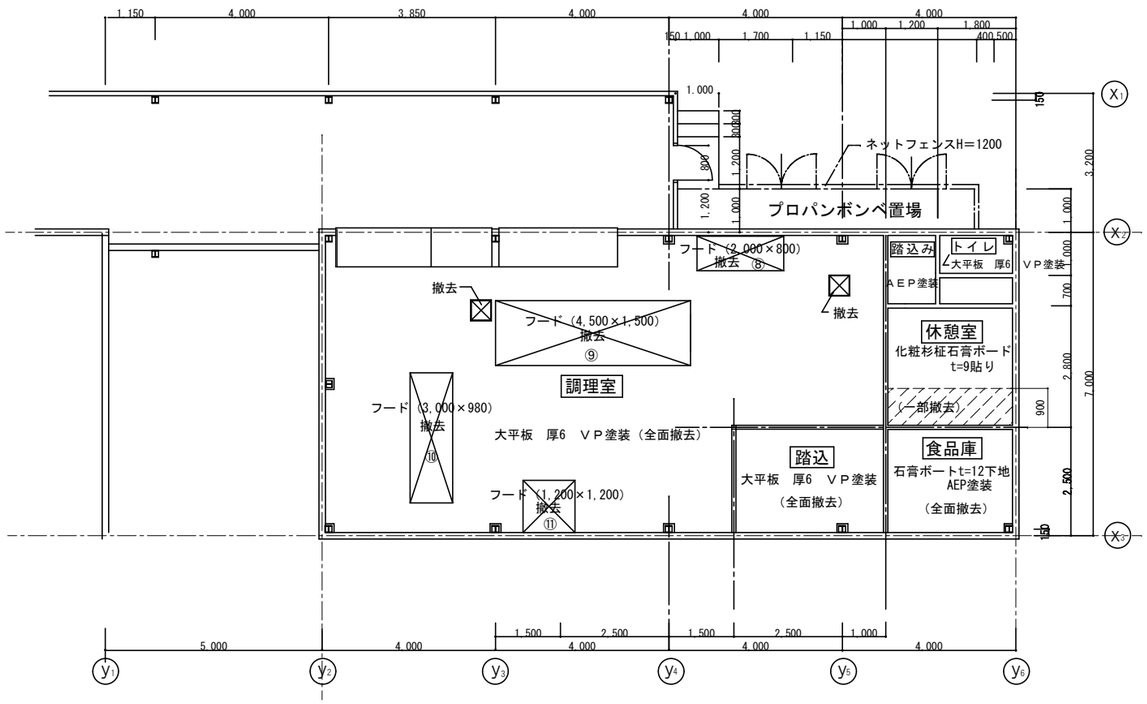

１階既存天井伏図　　S=1:100

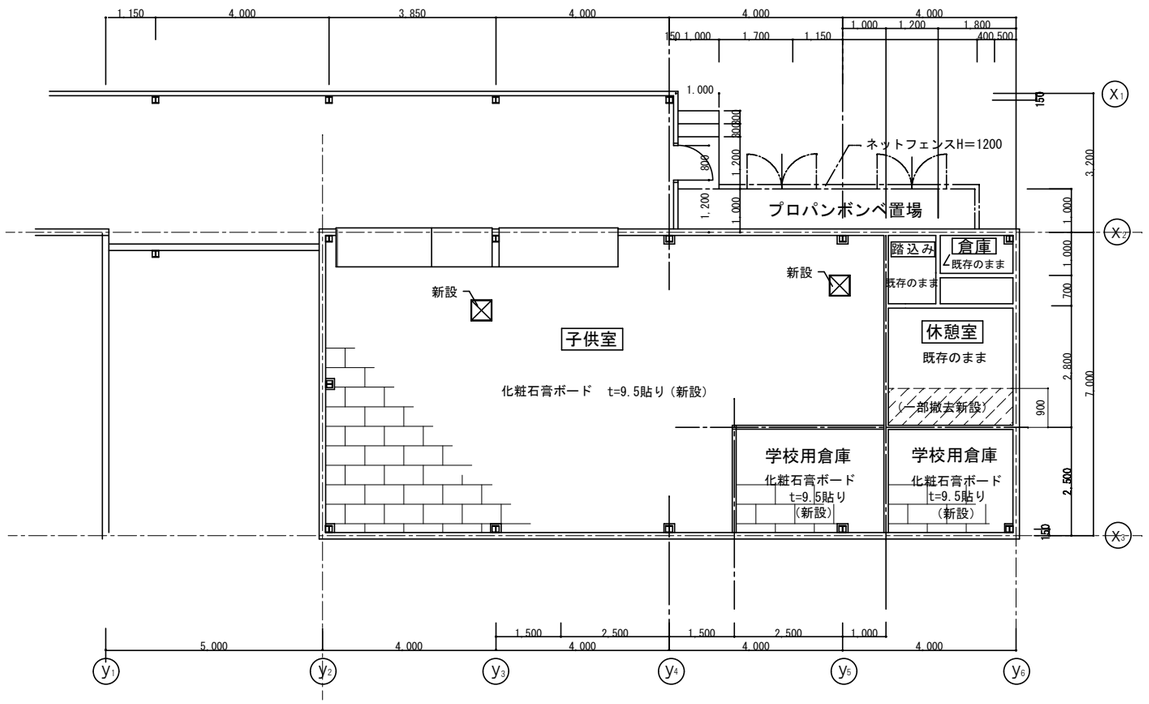

１階改修天井伏図　　S=1:100

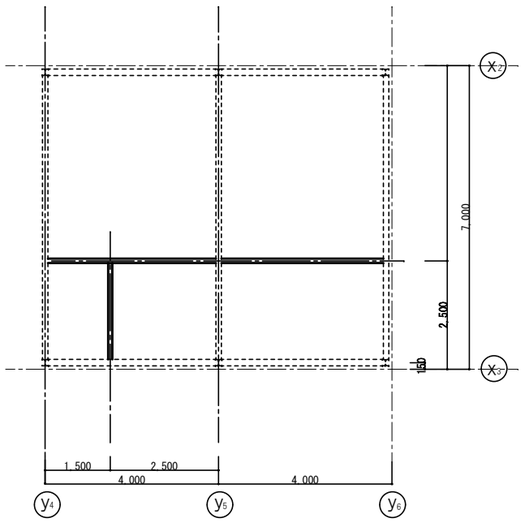

間仕切り受け鉄骨下地伏図　S=1:100

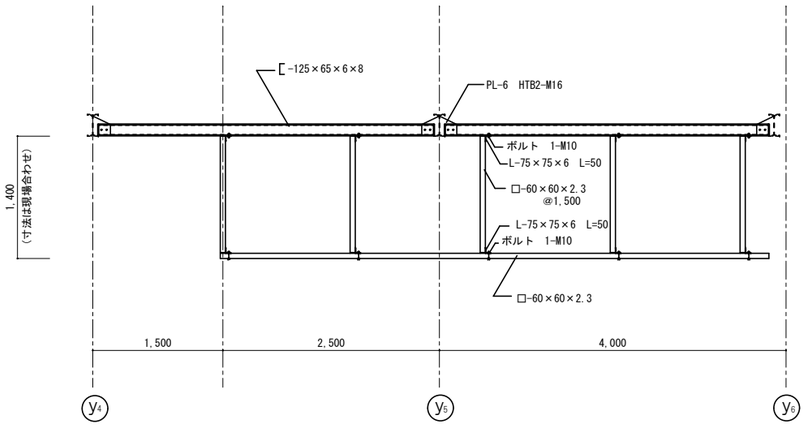

Ｘ３軸間仕切り受け軸組図　S=1:50

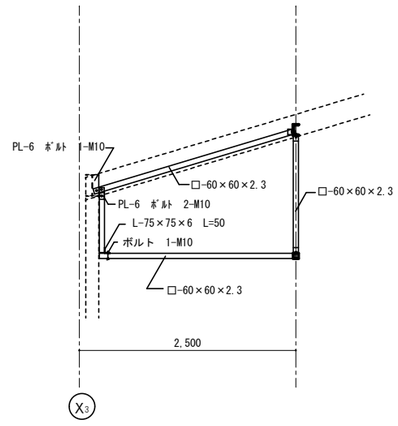

Ｙ４・５軸間仕切り受け軸組図　S=1:50

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（１）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	天井伏図 間仕切受け伏図・軸組図	1：100 1：50	平成 27 年度	A 図面番号 12

改修前

調理室

天井	大平板　厚6　VP
廻縁	
壁	ﾘﾌﾞﾗｽﾓﾙﾀﾙ刷毛引　ＶＰ
腰	
巾木	
床	塗床

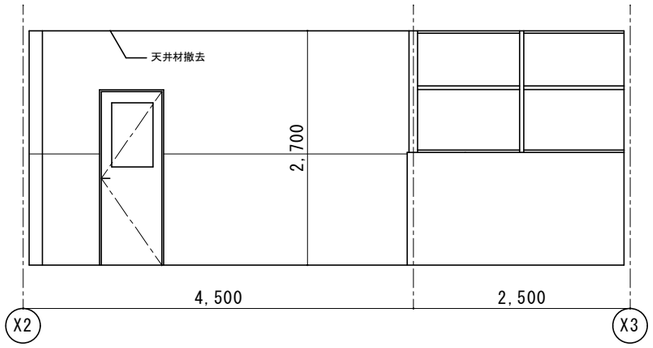

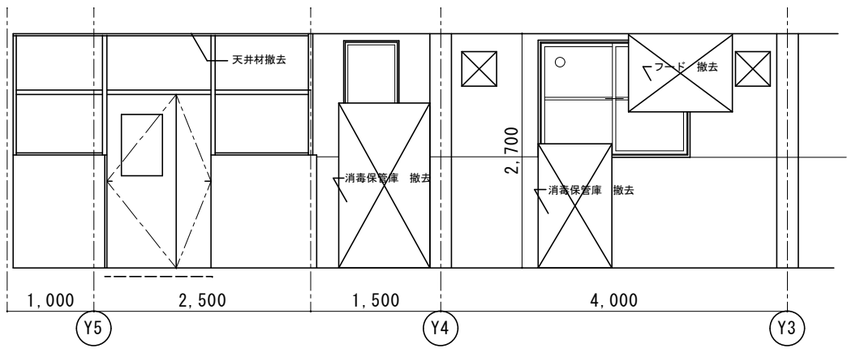

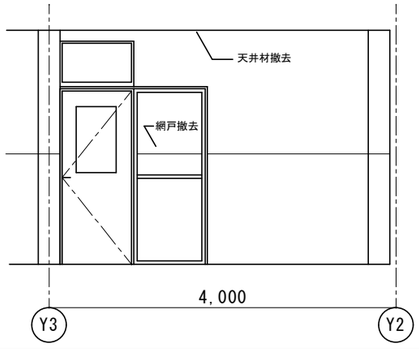

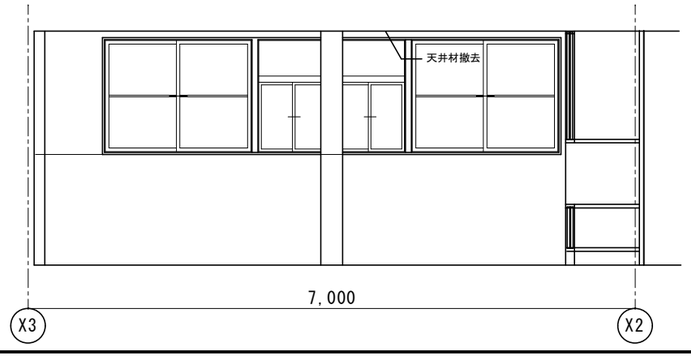

改修後

子供室

天井	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5
廻縁	
壁	ＲＢ種ｹｲﾝの上ＥＰ塗装
腰	
巾木	ソフト巾木
床	長尺ｼｰﾄ貼り　一部ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

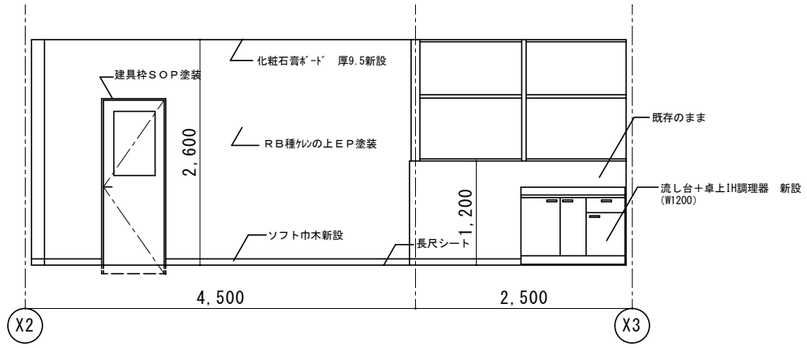

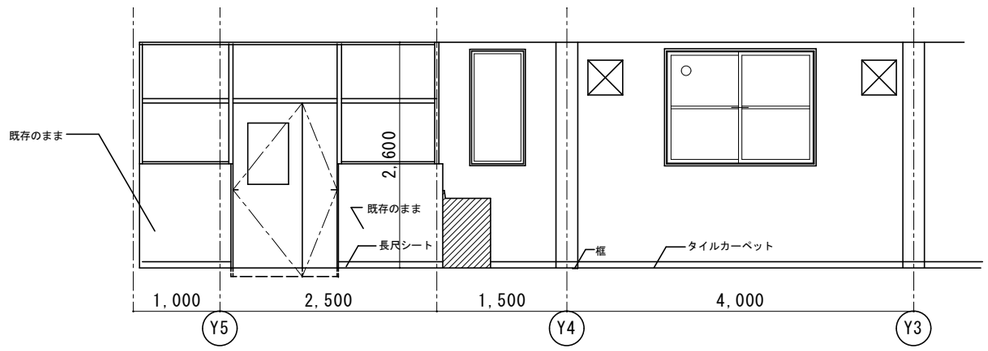

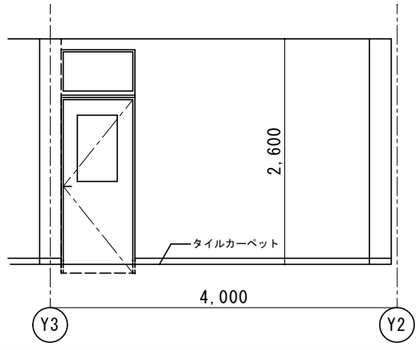

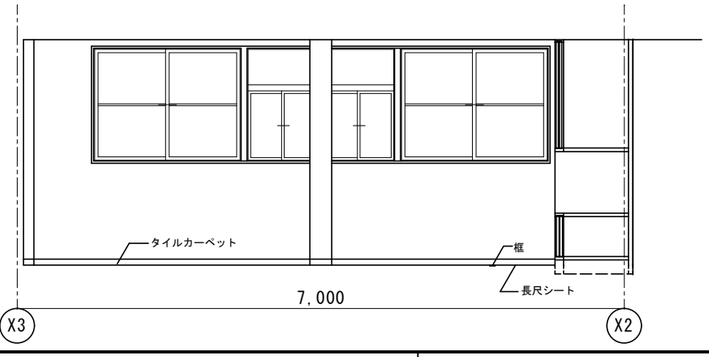

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	展開図　1	1：50	平成 27 年度	A
				図面番号 13

改修前

調理室

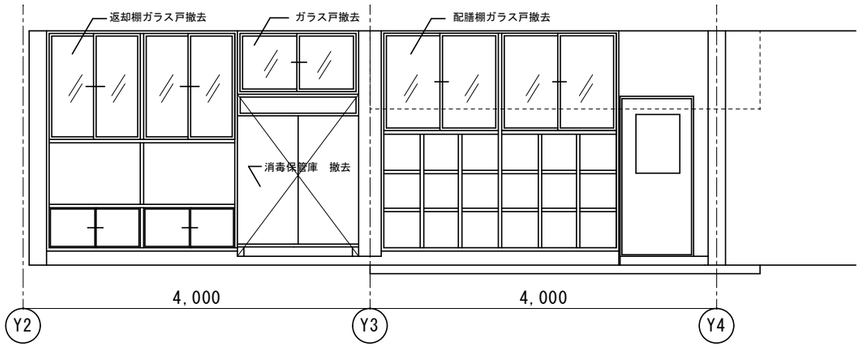

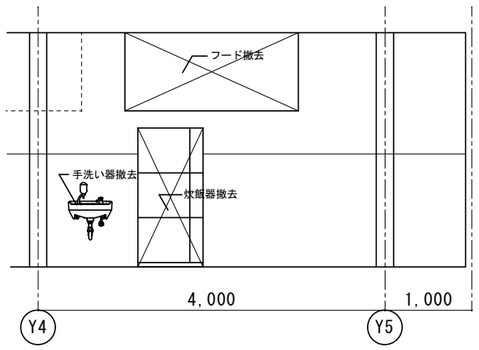

踏込み

天井	大平板貼り　厚6　VP
廻縁	
壁	ＶＰ塗装
腰	
巾木	
床	塗床

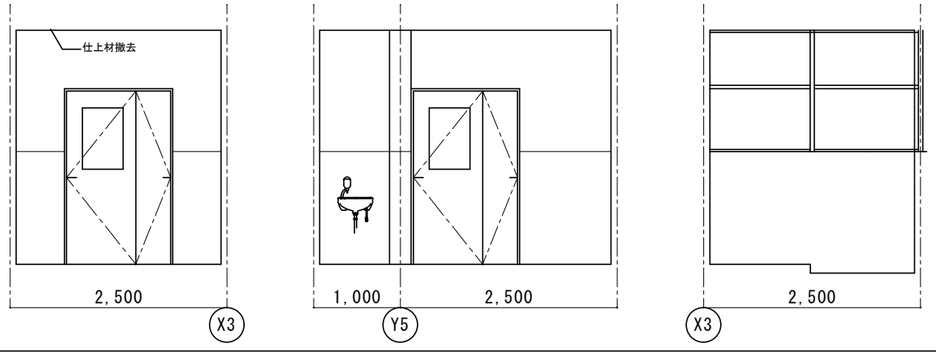

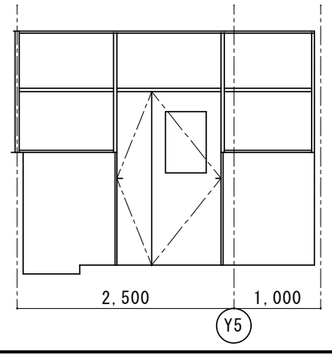

改修後

子供室

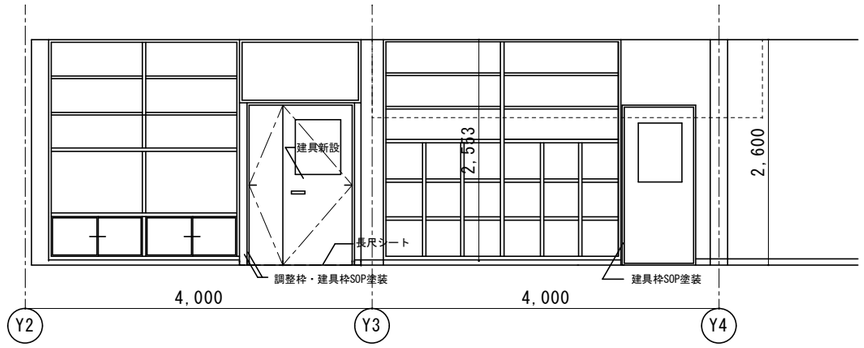

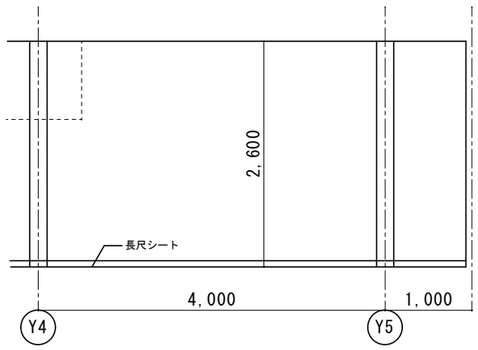

学校用倉庫

天井	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ貼り　厚9.5
廻縁	
壁	既存のまま
腰	
巾木	
床	既存のまま

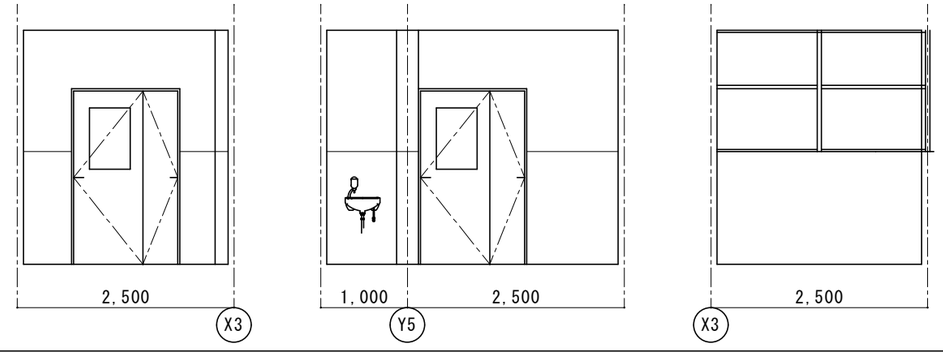

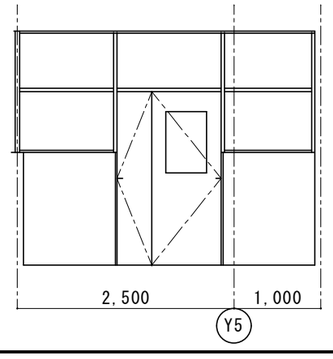

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	東小学校放課後児童クラブ施設整備工事
図面名称	展開図　2
縮尺	1:50
設計	平成 27 年度
種別	A
図面番号	14

改修前

食品庫

天井	石膏ボード　厚12　AEP
廻縁	
壁	石膏ボード　厚12　AEP
腰	
巾木	木製　100
床	ﾓﾙﾀﾙ金鏝押え

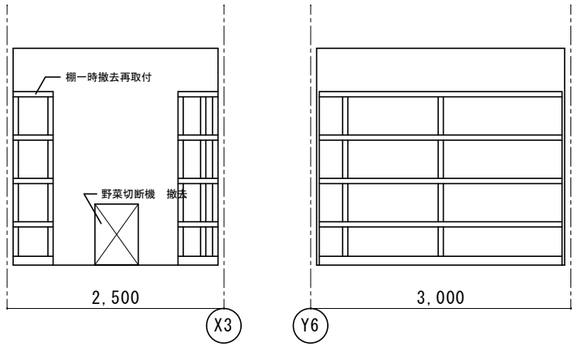

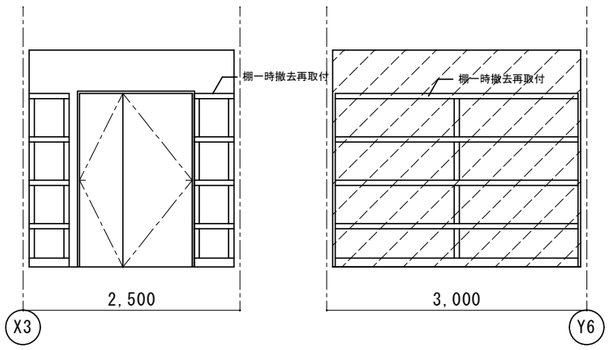

壁　撤去部分

休憩室

天井	ﾌﾟﾘﾝﾄ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ貼り厚9
廻縁	木製
壁	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地ｼﾞｭﾗｸｻﾗﾝ吹付
腰	
巾木	畳寄せ
床	畳　ﾌﾟﾅﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ厚15

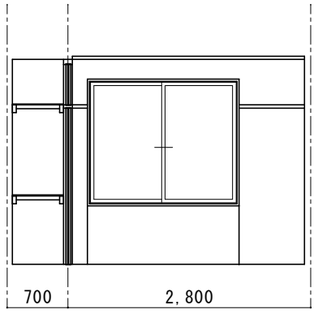

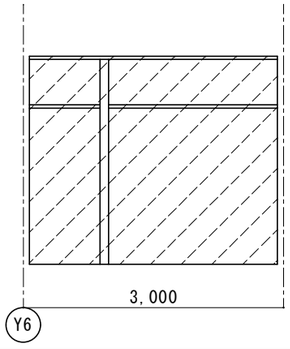

壁　撤去部分

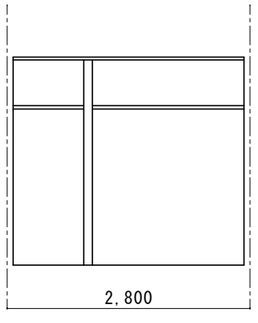

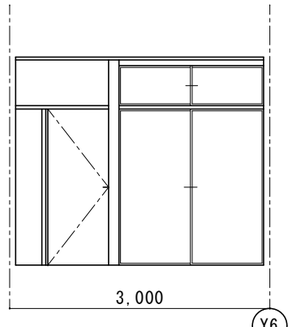

改修後

学校用倉庫

天井	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　厚9.5
廻縁	既存のまま
壁	既存のまま
腰	
巾木	既存のまま　ｿﾌﾄ巾木
床	既存のまま

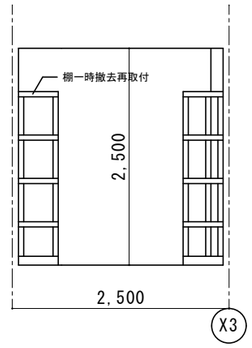

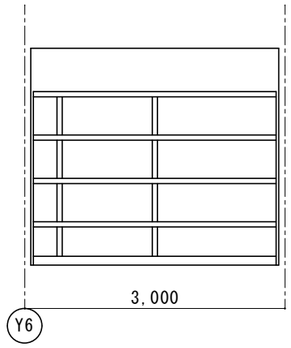

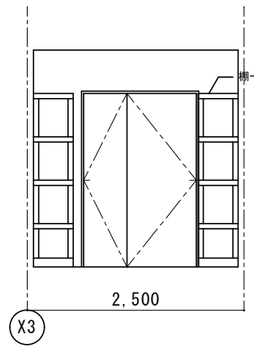

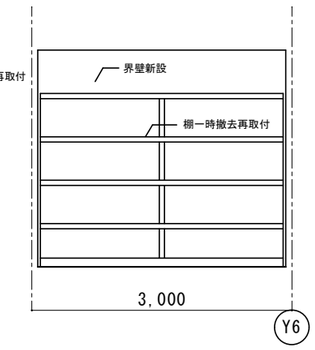

休憩室

天井	既存のまま　一部撤去新設
廻縁	既存のまま
壁	既存のまま　一部界壁+ｸﾛｽ貼
腰	
巾木	既存のまま
床	畳表替え

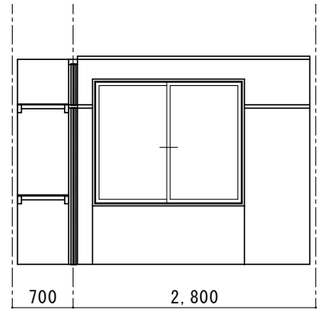

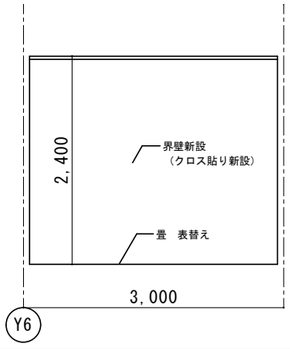

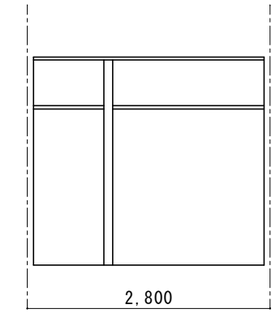

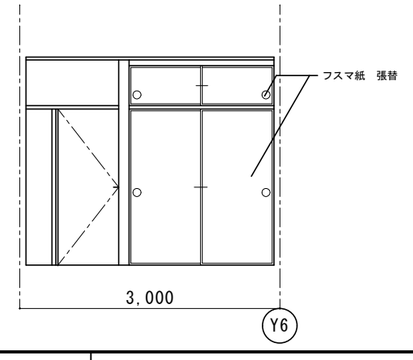

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	展開図　3	1：50	平成 27 年度	A
				図面番号 15

改修前

トイレ

天井	大平板　厚6　VP
廻縁	
壁	ＶＰ
腰	
巾木	
床	モザイクタイル

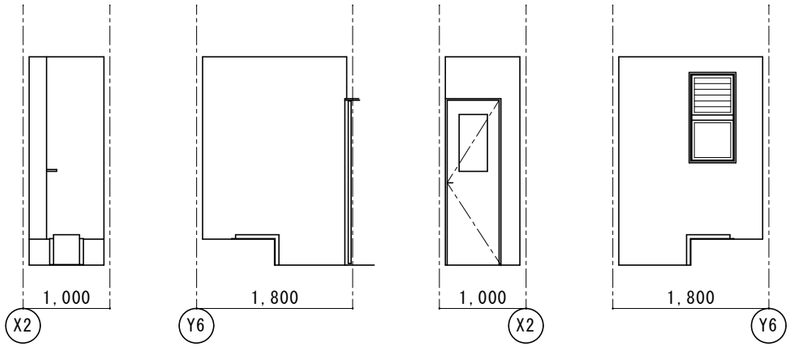

踏込み

天井	石膏ボード　厚12
廻縁	
壁	石膏ボード　厚12
腰	
巾木	雑巾摺
床	塗床

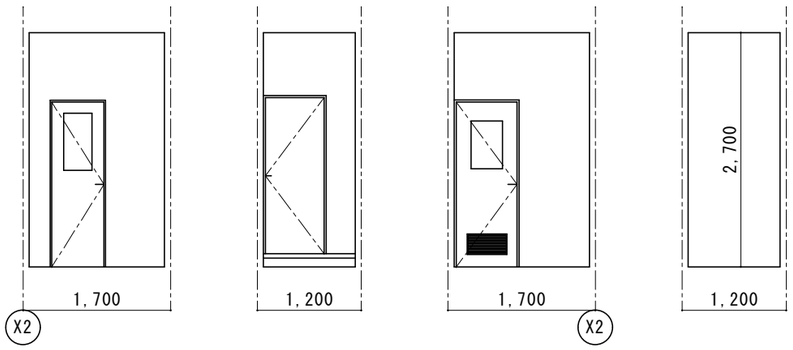

改修後

学校用倉庫3

天井	既存のまま
廻縁	
壁	既存のまま
腰	
巾木	
床	一部ｺﾝﾊﾟﾈ貼り　厚12

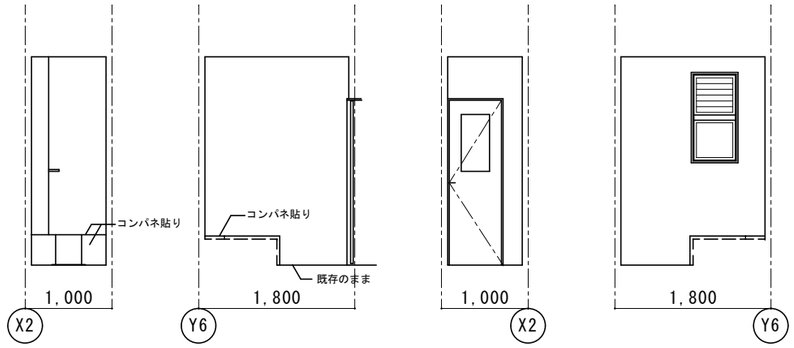

踏込み

天井	既存のまま
廻縁	
壁	既存のまま
腰	
巾木	既存のまま
床	既存のまま

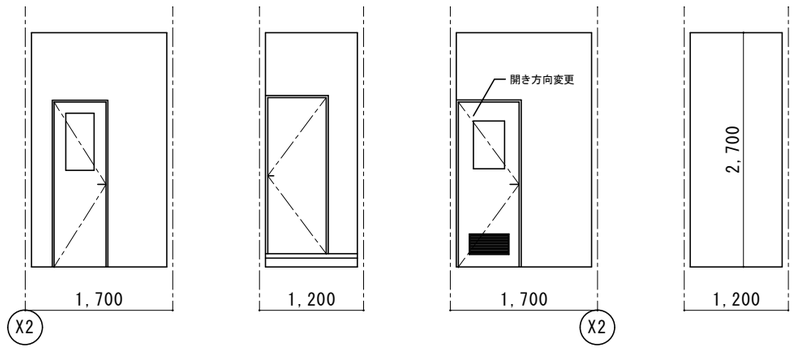

建具表　S=1:100

符号、名称	WD 1　撤去建具　配膳・返却棚上部ガラス戸	WD 1　付替え建具	WD 2　貼替フスマ
場所、数量	調理室　1箇所	子供室　1箇所	休憩室　1箇所
姿図			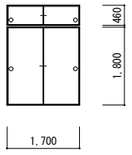
材質、仕上	木製ガラス戸		
ガラス、見込			
金物			フスマ紙貼替　引手取替
備考			

符号、名称	WD 1　棚上部引違い戸	WD 2　親子ドア
場所、数量	子供室　1箇所	子供室　1箇所
姿図	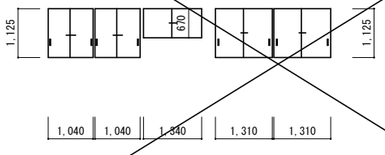	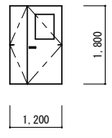
材質、仕上	ポリ合板フラッシュ	ポリ合板フラッシュ
ガラス、見込	３０	３０　型板　４MM
金物	引手　戸車　Ｖレール	丁番　レバーハンドル錠　フランス落し　ＤＣ
備考		

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	展開図　4　建具表	1：50 1：100	平成 27 年度	A 図面番号 16

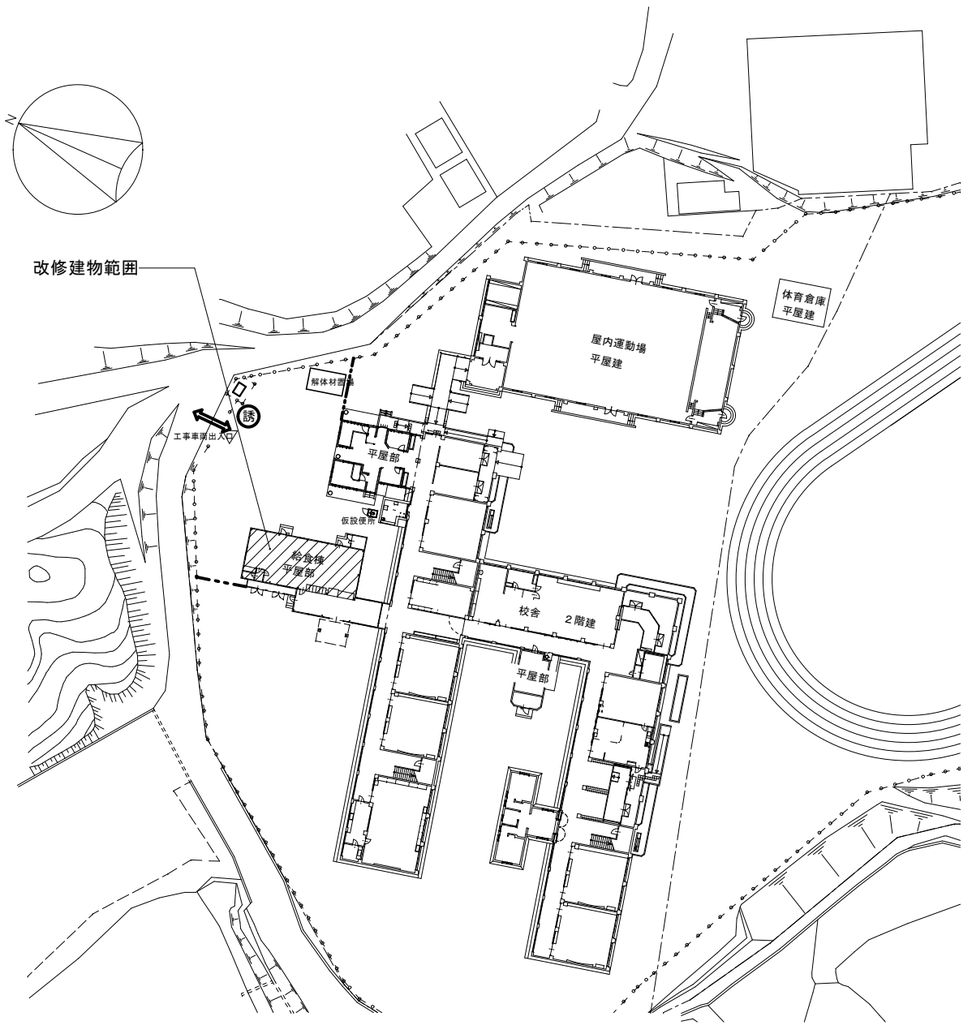

外部仮設計画図　S=1:600

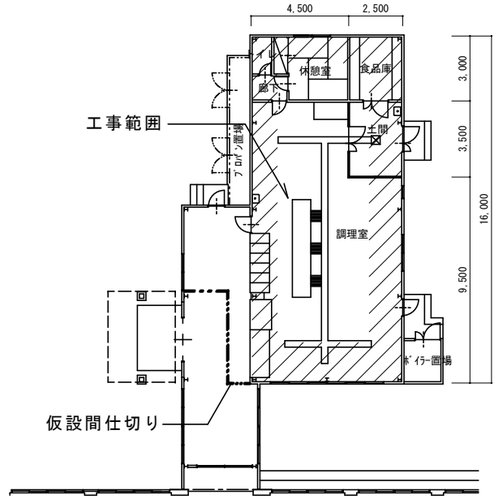

内部仮設計画図　S=1:200

凡　例　　（記載数量は参考数量とする）

- 工事中仮囲いプラスチックフェンス　L=15.5m
- 工事車両出入口は既存チェーン流用
- 誘　交通誘導員配置位置（大型車両出入り時）
- 内部仮設間仕切り（Ｂ種）　L=7.3m

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	仮説計画図	1:600 1:200	平成 27 年度	A 図面番号 17

| | | |

改修前

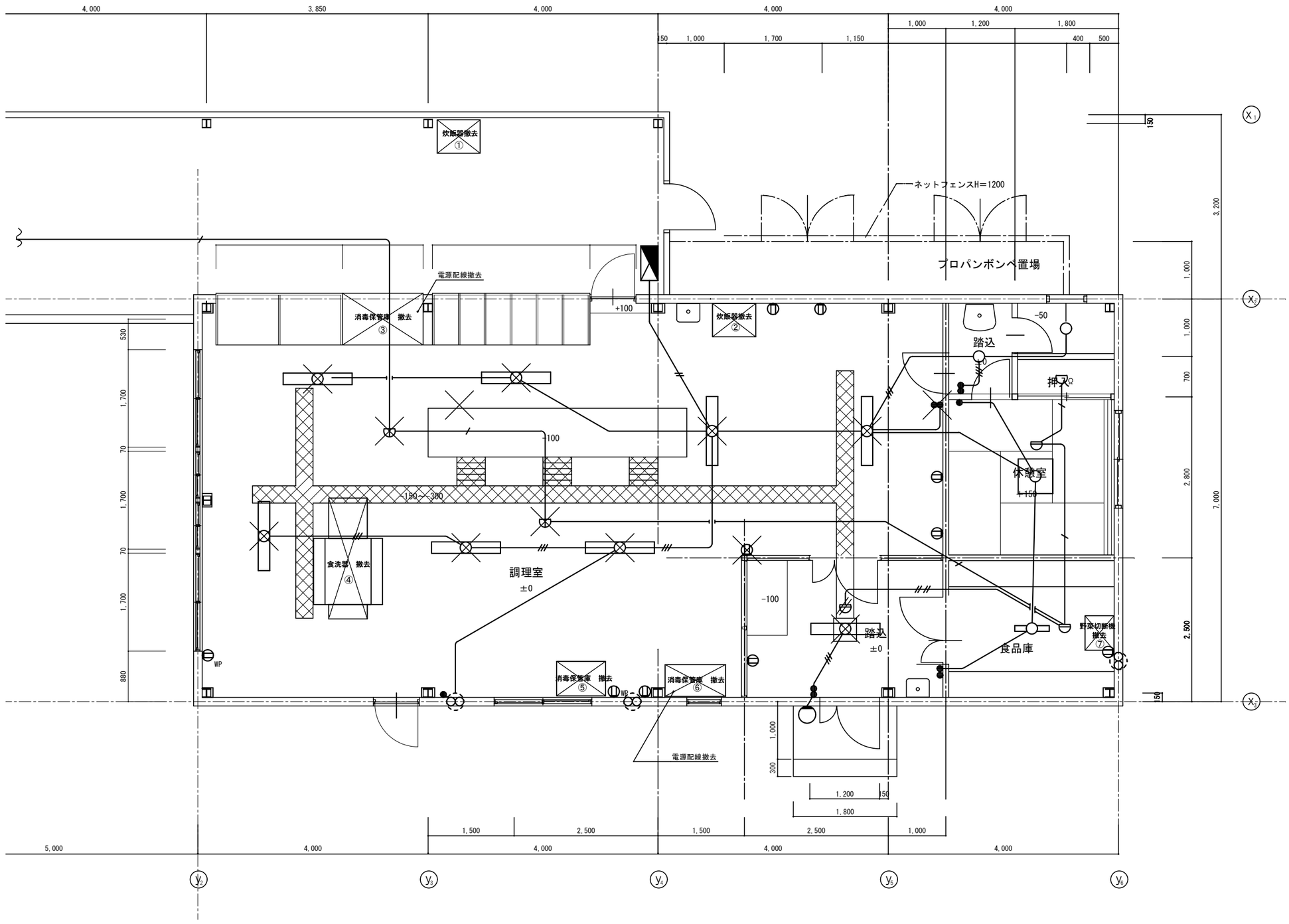

注 記

特記なき配線配管は、下記による。
但し、二重天井内は「ころがし配線」とする。

———	VVF1.6-2C
——//	VVF2.0-2C
——///	VVF1.6-3C
——/	AE0.9-4C

※ 凡例

⊖	FSS9-321	
⊖	FSS9-322	
●	片切りスイッチ	1P15Ax1
⊖	コンセント	2P15Ax2
⊖WP	コンセント	2P15Ax2 防水
⊗	換気扇	既設
再	器具	再取り付けを示す。
×	配線配線・器具	撤去を示す。
//	配線配管・器具	取り外しを示す。

1階既存平面図

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL (0824) 72-1292 FAX (0824) 72-7799
一級建築士事務所登録 13（1）第1191号
一級建築士 第257054号 竹中 哲成
構造設計一級建築士 第4109号

工事名称	図面名称	縮 尺	設 計	種 別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階既存平面図 電灯コンセント		平成 27 年度	E
				図面番号 02

改修後

注 記

特記なき配線配管は、下記による。
但し、二重天井内は「ころがし配線」とする。

――――	VVF1.6-2C
―//――	VVF2.0-2C
―///――	VVF1.6-3C
―///―B	VVF1.6-2Cx2(MMB)
―//^――	VVF2.0-3C

※ 凡例

	FSS9-321
	FSS9-322
非	非常照明 K1-IRS4-JE13
●	片切りスイッチ 1P15Ax1
E	コンセント 2P15Ax2
E	コンセント 2P15Ax1 E付
WP	コンセント 2P15Ax2 防水
	換気扇 既設
再	器具 再取り付けを示す。
×	配線配線・器具 撤去を示す。
//	配線配管・器具 取り外しを示す。

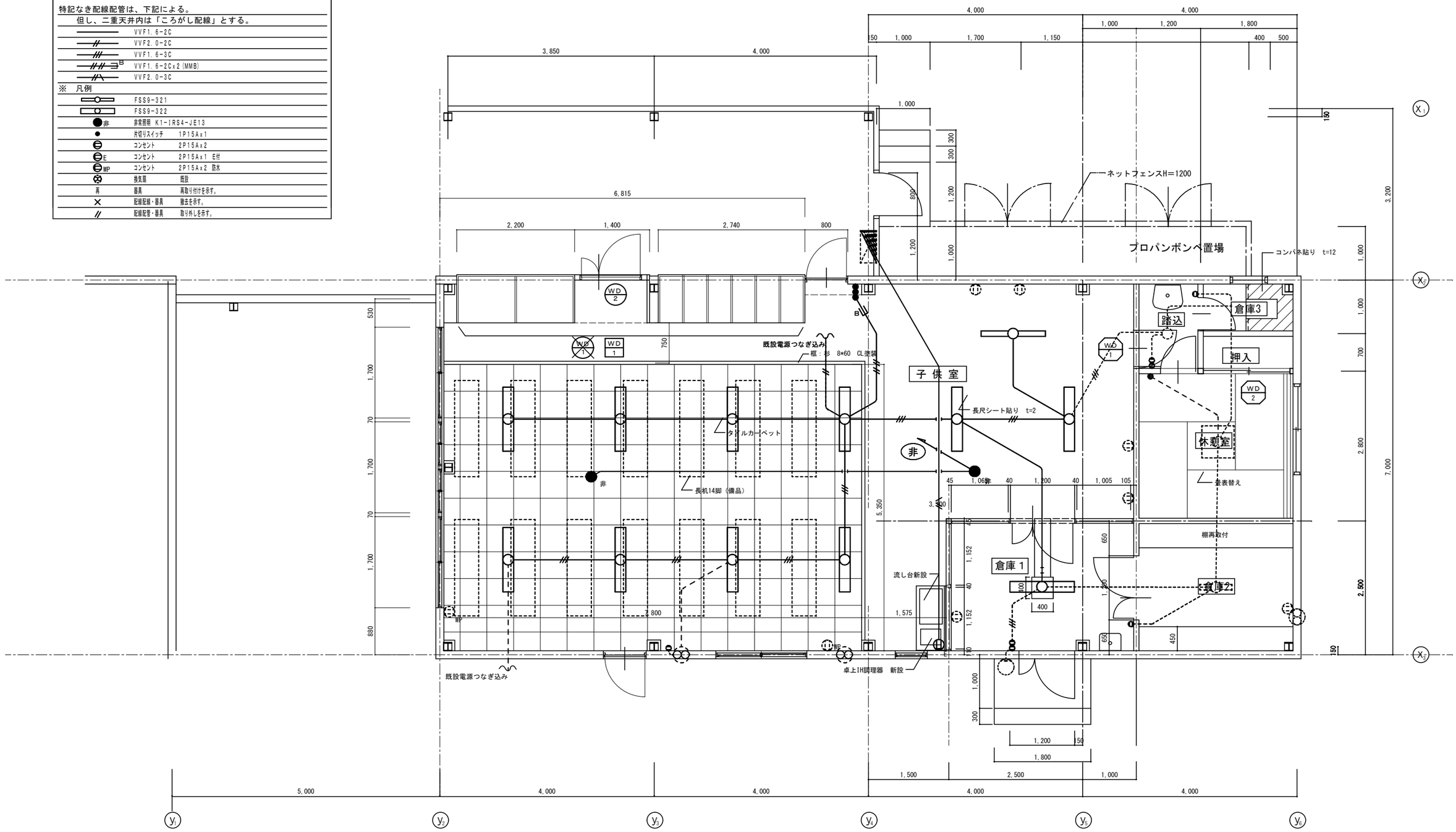

1階改修平面図 S=1:50

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292 FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録 13（1）第1191号
一級建築士 第257054号 竹中 哲成
構造設計一級建築士 第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別	
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階改修平面図（電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備）	1：50	平成 27 年度	E	
				図面番号	03

注 記

1．特記なき配線配管は、下記による。
　但し、二重天井内は「ころがし配線」とする。

VVF1.6-2C
VVF2.0-2C
VVF1.6-2C×2

3．オープンスペース内のころがし配線は、モール等で保護すること。

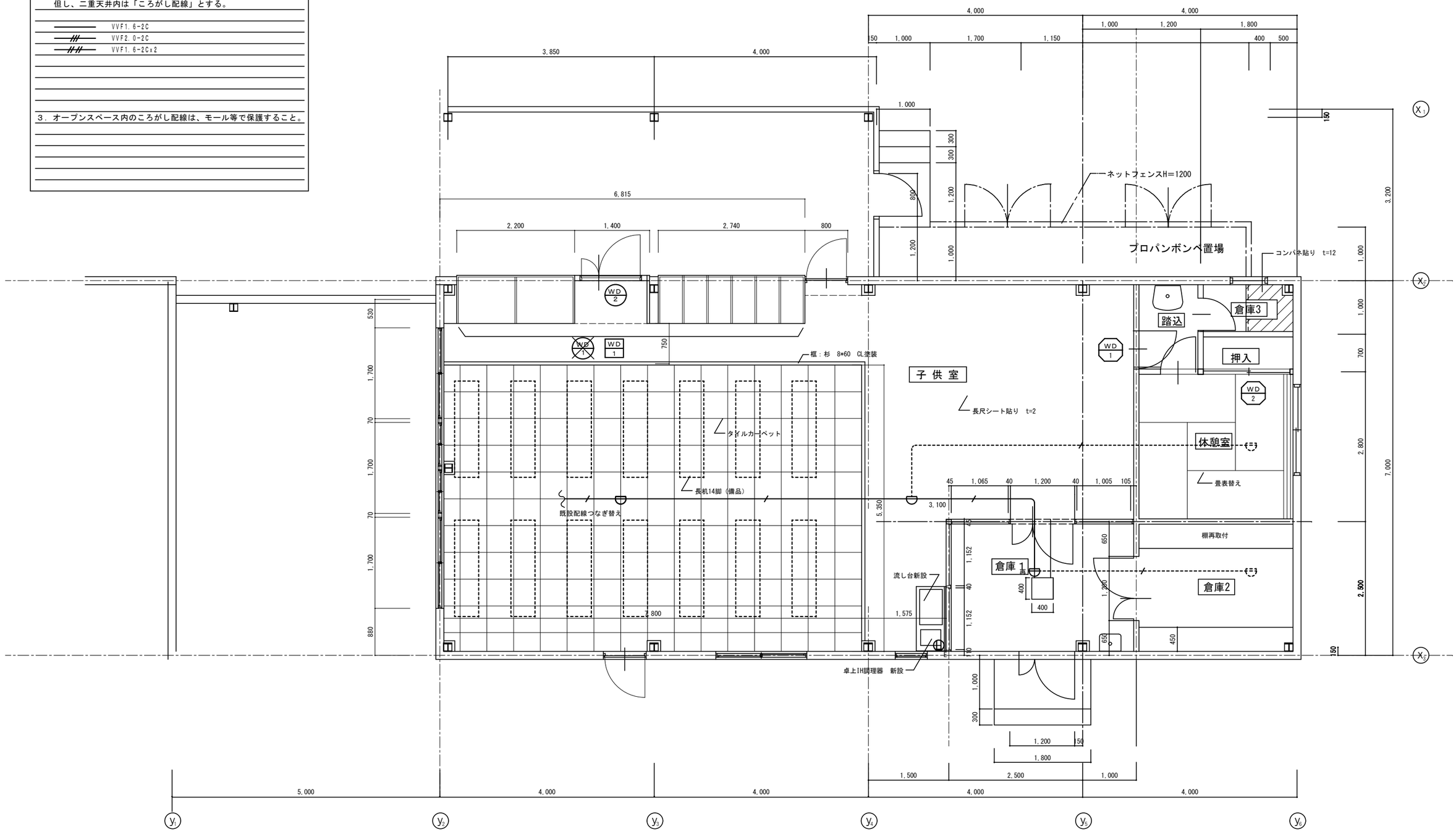

1階改修平面図　S=1:50

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階改修平面図（自火報設備）	1：50	平成 27 年度	E
				図面番号 04

空調設備機器表

記 号	名称	機器仕様		電源	参考型式	台 数	備考
PAC-1	パッケージエアコン	型式	４方向天井カセット形	単相200V	PLZX-ERP80SEH	1	子供室
		能力	冷　房：　7.1Kw（2.3～8.0Kw）　　暖　房：　8.0Kw（5.1～10.8Kw）				
		圧縮機	1.5Kw				基礎（走車道境界ブロック）
		送風機	室内機：　0.05Kw x2　　室外機：　0.06Kw				
		その他	ワイヤードリモコン				

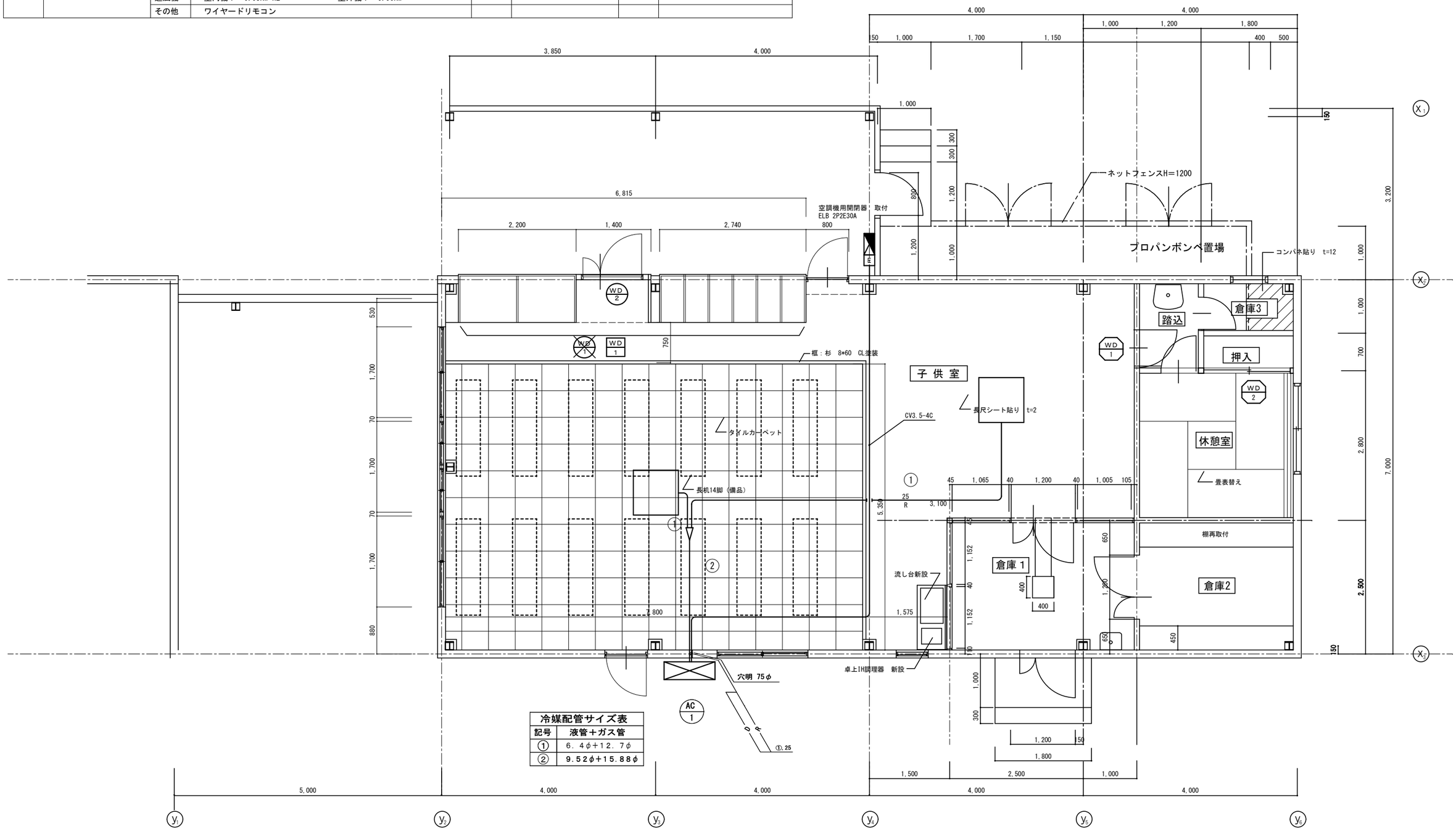

冷媒配管サイズ表	
記号	液管＋ガス管
①	6．4φ＋12．7φ
②	9.52φ＋15.88φ

1階改修平面図　　S=1:50

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮 尺	設 計	種 別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階改修平面図（空調設備）	1：50	平成 27 年度	E
				図面番号 05

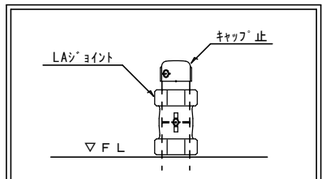

給水管プラグ止　標準図

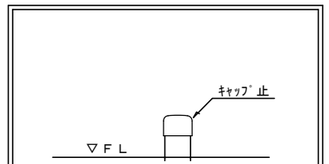

給湯管キャップ止　標準図

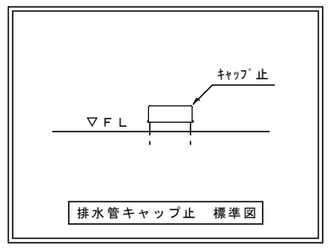

排水管キャップ止　標準図

はプラグ及びキャップ止め部分

の天井露出配管は撤去処分

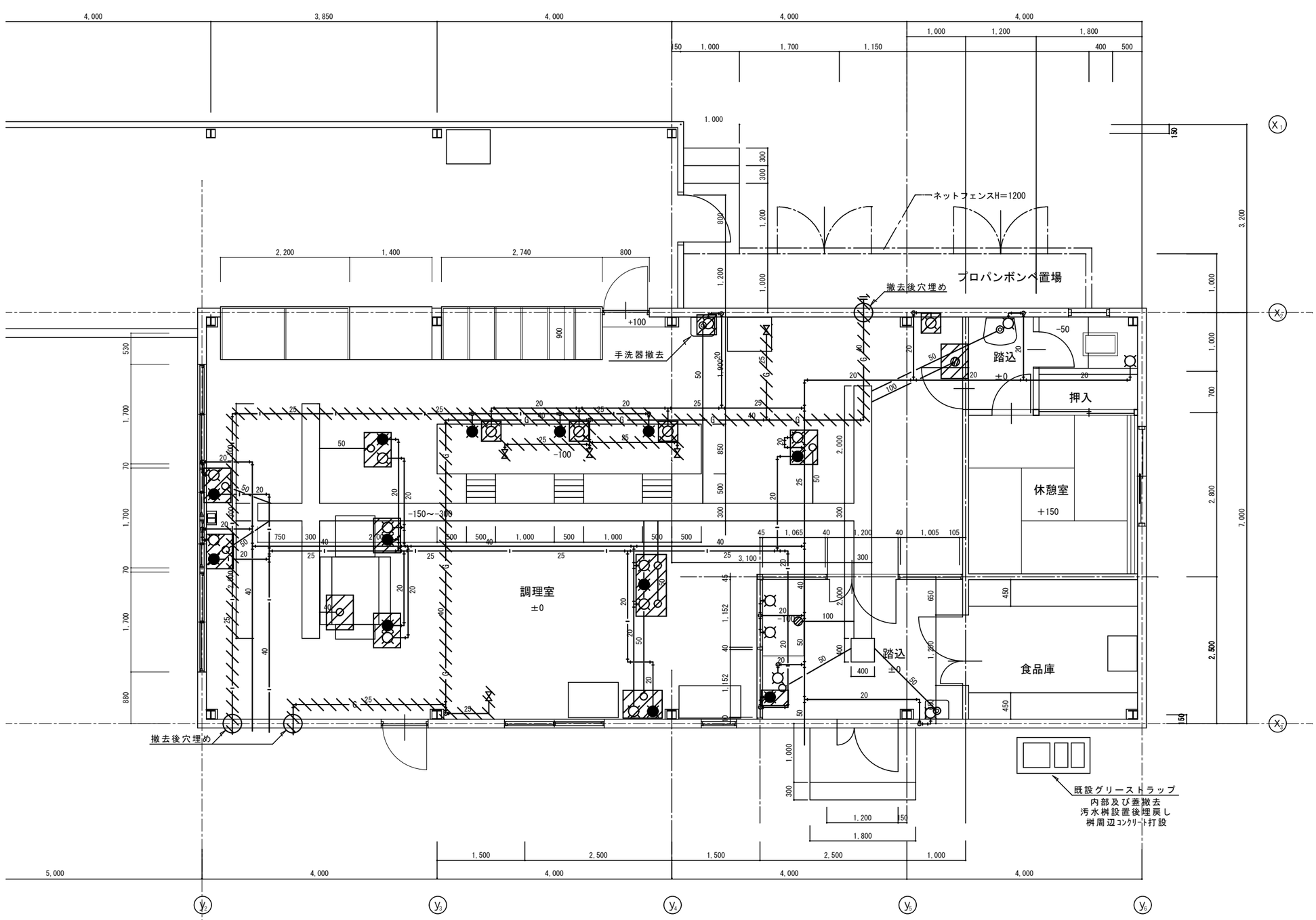

１階既存平面図　　S=1:50

有限会社　谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（１）第1191号
一級建築士　第257054号　　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	１階既存平面図（給排水）	1:50	平成 27 年度	M
				図面番号 1

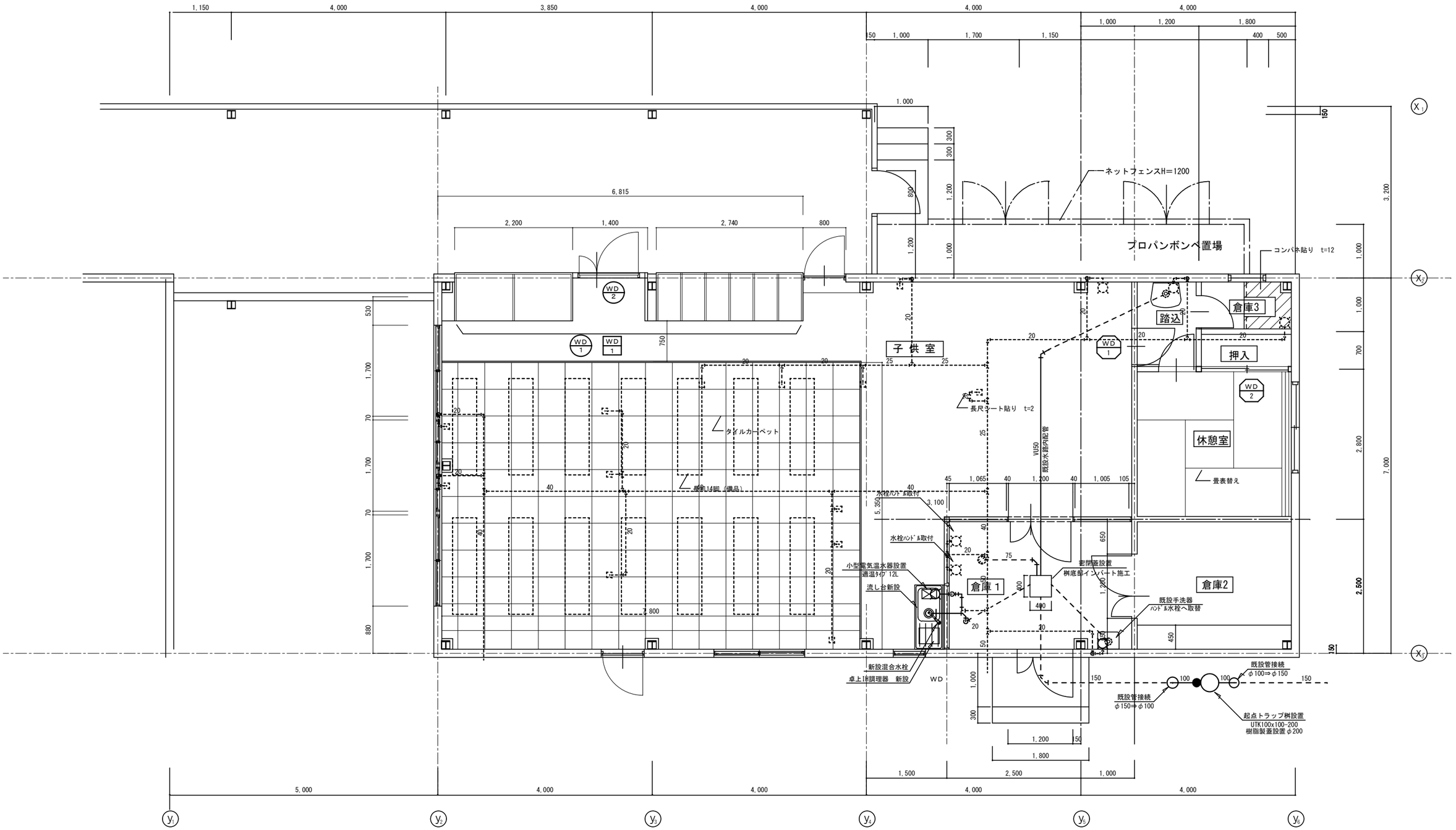

1階改修平面図　S=1:50

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　13（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
東小学校放課後児童クラブ施設整備工事	1階改修平面図（給排水）	1：50	平成 27 年度	M
				図面番号 2